

輯編部 報情閣 内

報 開

四月十九日 號

讀 新 東 亞 本

3 法 幣 の 話

護國神社制度の確立

日ソ漁業條約の妥結

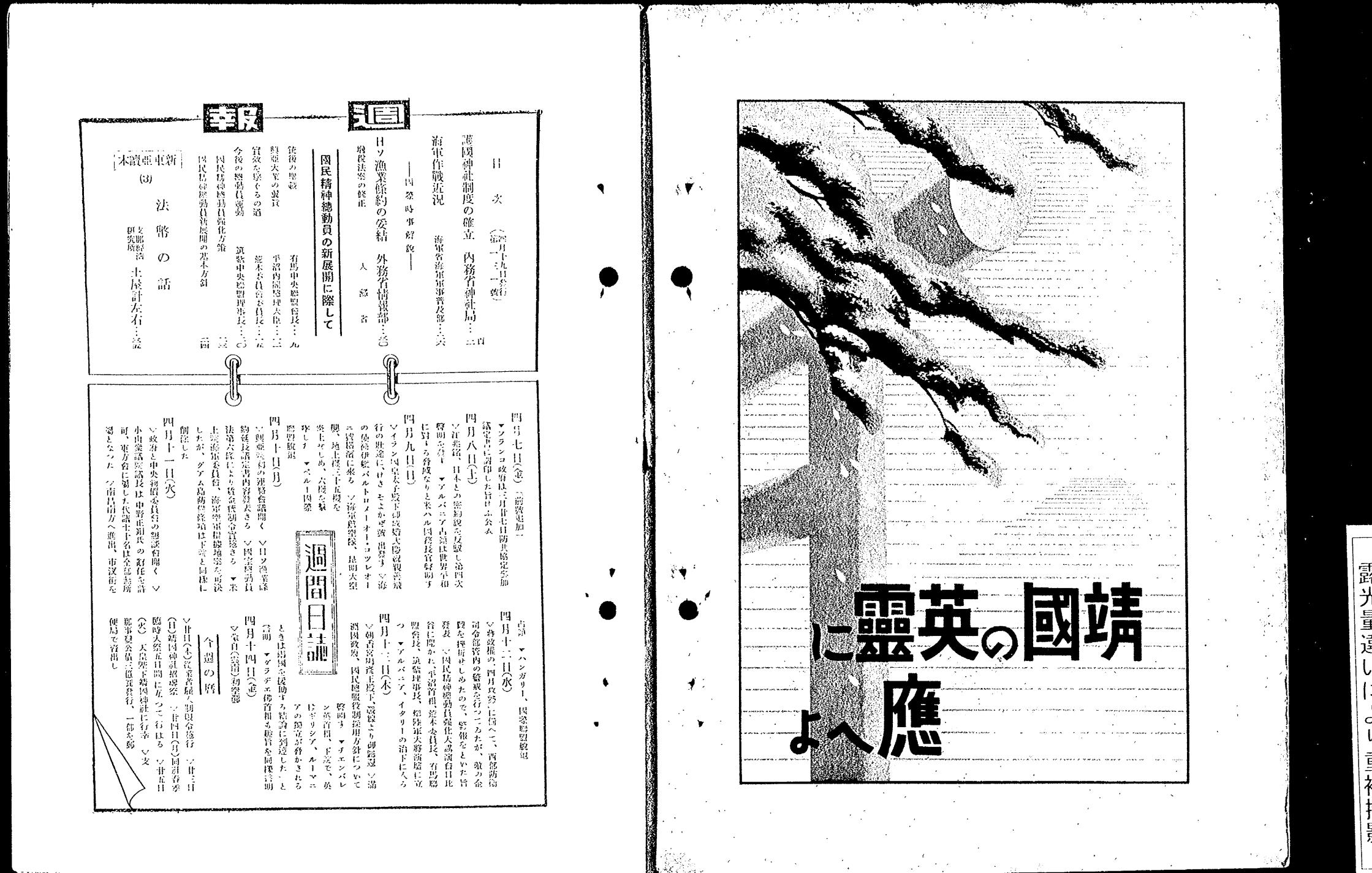
國民精神總動員の新展開

五錢

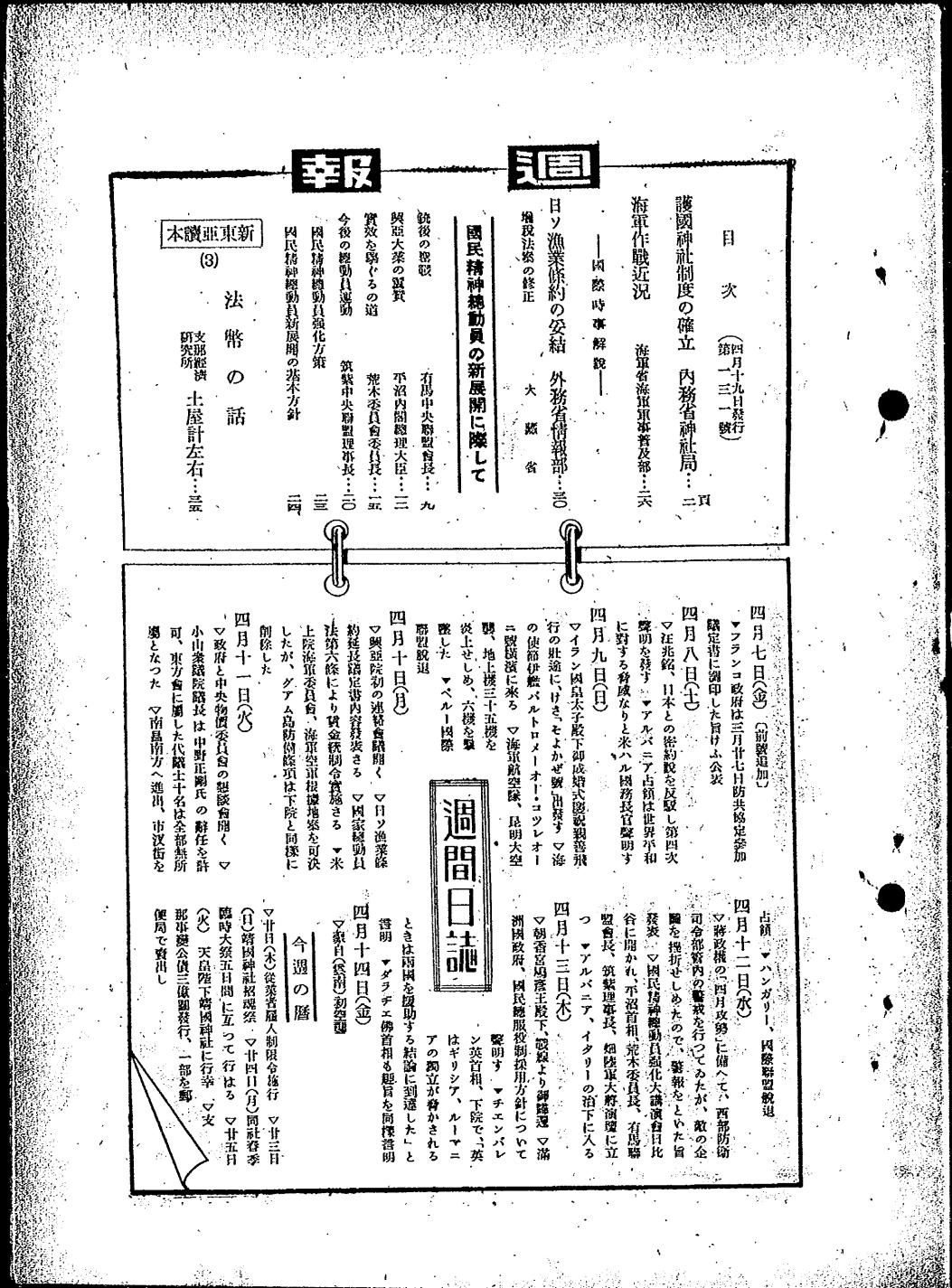
第一三一號

昭和十二年四月十九日第12號
(每週一回水曜日發行)

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10



露光量違いにより重複撮影



露光量違ひにより重複撮影



護國神社制度の確立

内務省神社局

(一)

今回招魂社制度の改善整備が企圖せられ、いよいよこの四月一日を以つて、招魂社の社名を護國神社と改稱し、右に關する制度の確立を見るに至つた。
そもそも招魂社制度の濫觴は遠く明治初年に在るのであるが、爾來年を経ること七十有餘年、今や全國に百三十社を數ふるに至つたけれども、その間殆んど自然の發展に委ねられ、神社の制度としてすこぶる不備なものがあり、いはゆる國家の宗祀として遺憾の點が甚くなかつた。従つて一般識者の間に於いては、夙にその改善整備が要望せられ、殊に今次事變勃發以來、招魂社崇敬の念が澎湃として昂まるに伴ひ、之が制度確立の必要が痛感せらるゝに至つた。當局に於いてはこの問題の重大性に鑑み、事の慎重を期して、昨年頭初以來各方面の意見を徵するとともに神社制度調査會の議に附し、銳意制度改正に關する諸準備を進めつゝあつたが、去る三月十五日右に關する諸法令が公布せら

れ、四月一日より施行せらるゝに至つたのである。今回の改正は、神社制度上極めて重要な問題であり、この時局下特に意義深きことと考へるので、招魂社の沿革をかへり乍改進の概要を述べてみたいと思ふ。

(二)

謹んで按するに、招魂社は畏くも嘉永六年以來、唱義精忠天下に魁して國事に斃れた者及び明治元年、伏見戰爭以來東征各地の討伐に於いて從軍戰死した者等の忠節を嘉し給ひ、その忠魂を慰めらるべき特別の御恩召を以つて、明治元年五月十日、京都東山の地に新たに祠宇を設け、永くその英靈を祭祀し、尙ほ向後主事に身を殲した者をも合祀あらせらるべ旨、太政官布告を以つて仰出されたのをその起源とする。この五月十日に、明治天皇の下し給うた御沙汰書を拜すると如何にこれ等殉國志士の忠節に對して御嘉賞と御哀悼の至情を垂れさせ給うたかが拜察せらるゝのであつて、洵に恐懼感激に堪へない次第であるが、當時各地の藩主等も亦この聖旨を奉體して、その所屬藩士戰歿の地その他各所に於いて招魂場を營み祭祀を行ふものが相次いで生ずるに至つたのである。明けて明治一年には東京九段坂上に新たに東京招魂社が創建せらるゝこととなつた。次いで明治七年に至るや舊藩主又は人民の私設に係る各地招魂場は爾今官費を以つて維持せらるべき旨仰出され、翌八年、その支給定額を定めて茲にいはゆる官祭招魂社の制度の誕生を見るに至つた。更に同八年には從來京都東山に合祀せられた英靈のみならず、當年まで各地に於いて主事に

(3)

(2)

鑿れた英靈を併せて東京招魂社に合祀せらるゝこととなり、且つ各地に於ける招魂場は從前の通り存置せしめるとともに、その社名を初めて招魂社と統一せられたのである。越えて明治十二年には東京招魂社を靖國神社と改稱し別格官幣社に列せらるゝ旨仰出され、爾後數次の戰役事變に際し殉難忠節の士を合祀せられ今日に至つた。

尙ほ前述の如く各地の招魂場は明治八年招魂社と稱することとなり官祭の制がとられたけれども、その後漸次私費を以つて之が創立を出願するものを生ずるに至り、明治十年下野國大田原宿に創立が許可せられたのを期として、爾今私費を以つて建設のものに限り内務省に於いて之を許すことを調製し、同二十三年には受持神官を置く等、漸次制度が整備せられて今日に及んだのが現れ在何ぶんにも明治初葉以降に於ける三十に足らざる雜多な規則が存するのみであつて首尾一貫せざるところなり、いはゆる私祭招魂社の制を成すに至つたのである。その後明治十二年には招魂社明細帳の據みあるのみならず、社名に於いても、祭祀に於いても、神職の制に於いても、また財産會計に於いても、すこぶる曖昧不備の點が多く、國民奉賽の至誠を達成せしめる上に十分でないものがあつたことは遺憾に堪へないところであつた。今回の改正は即ちこれ等の不備を正し疑義を明らかにし、神社としての制度を明確ならしめ、以つて國民崇敬の至誠に對へ、いよ／＼御神威の發揚を期し、國民精神作興の基幹たらしめんとするに在るのである。

(三)

今回の制度確立の根本の要點は、社名を護國神社と改稱するとともに、招魂社の沿革と祭祀の實情とを考慮して現行の府縣社以下神社に関する制度を適用したことである。

第一は社名に關する事項であるが、元來招魂社なる字義は、在天の神靈を臨時に招齋するが如くに聞え、萬世に亘り神靈の鎮座坐します神社名としては妥當を缺くがそれがあるので護國神社と改稱せられた。護國の稱は、畏くも明治十五年一月四日陸海軍軍人に賜はりたる勅諭に「國家の保護に盡さば」、明治十八年十月二十七日軍旗授與式の勅語に「國家を保護せよ」、又明治五年十一月二十八日徵兵令制定の勅語に「國家保護の基を立てんと欲す」との御言葉を拜するを思ひ合すれば、護國神社御祭神の勳功を稱ふるに最も適しく、また既に護國の英靈等の用語が用ひられて親しみも深く社名として誠に熟した稱呼と存せられる次第である。

社名に關しては世上或ひは靖國神社分社若しくは靖國神社分靈社と稱することを唱へられた向もあるが、別格官幣社靖國神社と護國神社とは、上述の如く全く別個のものであつて、護國神社は靖國神社の分社又は分靈社ではなく、護國神社の御祭神は靖國神社の御祭神の一部を別に奉祀することになつてゐるのである。また從前官祭招魂社の社名には官祭なる稱呼を冠せしめてゐたが、護國神社と改稱せらるゝに際し之を廢止することとなつた。社名に官祭の稱呼を冠するのは明治三十四年以來のことであり、反面自然に私祭の稱呼を生ずるに至つたが、之は元來事務上の便宜に出でたものであり、制度の整備せられる今日、護國神社に官私祭の區別があり、同一護國神社の祭神に官私祭神の別を附することは極めて理由のないことと思はれるので、近き將來に於いて國費の支給

について改正方を考慮する意味の下に、先づ以つてその稱呼を廢することとなつたものである。

今回の制度改正の第一の主點は、護國神社の制度は大體に於いて府縣社、鄉社、村社等、いはゆる府縣社以下神社の制度を適用するものなることを明確ならしめたことである。

招魂社は前述の如く神社の制度として之を見ればすぐる不備ではあつたが、素より神社であり、行政的に永年府縣社以下神社の制にならつて取扱はれ來たつたものであつて、從つて今回の改正に當つても、この沿革を尊重し、之を現行神社制度の軌道に乗せる方針によつて取扱ふを適當とせられたのである。その結果、社格に於いても從前の通り之を附せざるものとし、祭祀、神職、神饌幣帛料の供進、財産會計等に關しても、すべて府縣社以下神社に關する諸法令が適用せらるゝに至つた次第である。尤も護國神社は、一般神社と多少異つた沿革と意義とを有するため、その特性を發揮し、いよいよその御神威を發揚するに努められたことは勿論であつて、以下少しこの點に觸れてみたいと思ふ。

(四)

護國神社に社格が附せられなかつたのは、上に述べたことが一つの大きな理由であるが、なほ從前の招魂社に於ける祭祀の實情に照すると、府縣社等に於ける祭祀と同一視し得ざる點があり、官祭の制度の存することも考へ合されて遂に社格を附せられず、今後列格を豫想せらるゝ制度となつた次第であつて、將來列格を豫想せらるゝいはゆる一般無格社とは異なることに注意を要する。

併しながら現在全國に於ける護國神社は、その規模に於いて、崇敬の狀態に於いて、大小區々であつて、之を全部同様に御待遇申上げることはかへつて神社の實情に適さないおそれがあるために、護國神社に二様の取扱をすることとなり、大體に於いて内務大臣の指定する護國神社は府縣社に準ずる御取扱とし、然らざるものは村社に準ずる御取扱とせられた。而して内務大臣の指定する護國神社と然らざるものとの制度上又は行政上の差異は第一に社名に、第二に神職の制に、第三に神饌幣帛料の供進について最も多く現はされてゐる。

社名については内務大臣の指定するもの以外に在つては、道府縣名を冠することが出來ない。神職については明治二十三年に定められた受持神官の制が廢せられ、府縣社以下神社同様社司社掌が置かれることとなつたが、内務大臣の指定する神社には社司及び社掌を、然らざるものには社掌のみを置くのである。次に護國神社には新たに他の神社と同様、地方公共團體より神饌幣帛料を供進して奉賽の誠を致すべき途が折かれたが、これ亦内務大臣の指定する護國神社には道府縣より、然らざるものには市町村より供進せらるべきものとなつた。

次に護國神社の特色が強く現はされたのは、祭祀に關する事項である。即ち一般神社の祭祀は國家の法規によつて統一せられてゐるが、今回の改正に當つて、護國神社については特別の規定が設けられて特色が發揮された。護國神社の祭祀は素より上述の一般原則により府縣社以下神社に關する祭祀法令が適用せられるのであるが、これ以外に鎮座祭及び合祀祭が新たに大祭に加へられ且つその祭式祝詞が定められてゐる。

なほ例祭についても、一般には從來の規定があるにかゝはらず、その特性に基づき別に祭式祝詞が定められた。これ等の祭式の中、特に注意を要するのは、陸海軍の關係部隊代表者が祭典に列して、祭文を奏上することを得、また祭神の縁故者即ち遺族が祭典に列することが出来るやうに考へられた點等である。更に祝詞に於いても祭神御生前の勳功にふさはしい文辭を用ひ立案せられてゐるのである。なほ一言申添へたいのは、一般神社に於いては、神饌幣帛料は新年祭、新嘗祭及び例祭に際して供進せられるのであるが、護國神社に於いては特にその例祭、鎮座祭及び合祀祭に際して供進せられることとなつてゐる。

(五)

以上極めて概略ではあるが、今回の護國神社制度の確立について申述べた次第である。

惟ふに現下の時局は極めて重大であつて、帝國は今や國策の遂行を期し、その總力を擧げて東亞新秩序の建設に邁進しつゝある。この時に方り護國神社制度の確立を見たことは誠に意義深きものであるを覺ゆるのであるが、われ等國民は上下を擧げて長くも招魂社が明治初年、皇室の特別の御思召によつて創始せられたことを想起するともに、いよ／＼護國神社奉賽の赤誠を效し、一死以て至誠報國の範を垂れさせ給うた御祭神の神功を偲んで、これを鑑鑑として臣民たるの道を顯揚し、大いに神國日本の前途に榮光あらじめねばならぬ。

國民精神總動員新展開に際して特輯

銃後の聖戰（挨拶）

中央精神運動員
有馬良橋

自覺せる支那人士に依つて更生新支那建設の氣運
が次第に成長せんとしつゝありますことは、東亞の爲め
寔に悦ぶべき次第であります。然るに國民政府は依然として長期抗戦最後の捷利を蒙詰しつゝありますことは畢竟彼等の背後に第三國の策動と援助があるためであります。由



本日茲に平沼内閣總理大臣並びに荒木國民精神總動員委員會委員長を始めとして、宜界及び民間各位の御來臨を辱り、國民精神總動員強化大講演會を開催致しましたところ、かく多數各位の御來會を得ましたことは、邦家の爲め誠に欣幸に存するところであります。さて、厚く御禮申し上げる次第であります。

御承知の如く、支那事變は大御騒動と我が忠勇なる皇

軍將士の力戦奮闘とによりまして、戰果はます／＼擴大するとともに、時局は今や東亞新秩序建設の段階に展開致しつゝあります。

目下支那の各地に於きまして支那の直面せる危局を

星して居りまして、蔣介石がそれ等列強の傀儡とな

り國民を荼炭の苦しみに陥れつゝあることは實に憫む

べき次第であります。かゝる國際情勢の間に處して我が

國が遺憾なく事變の最後處理を爲さんことは前途頗る容易ならざるものあるを覺ゆるであります。

顧みますに一昨年支那事變の勃發に伴ひ、政府は先づ國民精神總動員の運動を起されました。乃も同年九月

九日内閣告諭を發し、舉國一致、盡忠報國、堅忍持久の三大指標のもと、奉公の至誠を捧ぐべく國民の一大奮起を促されたのであります。

而して政府はこの運動を普く國民に徹底せしめんが爲め、全國に有機的の組織を有する七十有餘の有力團體を糾合し、政府の外郭團體として國民精神總動員中央聯盟を組織せられたのであります。

爾來早くも一年有半の歲月を経過致しました。この間於いて中央聯盟が運動中主力を注いだものを擧げますれば、都市並びに農山漁村を通ずる實生活に關して各種の調査委員會を開けてそれより調査を行ひ、政府の施設に依たねばならぬものは、之を政府に上申して實施を促し、また國民の實踐を必要とするものは、地方廳及び加盟團體を通じ廣く勸奨してその實行を求め、以つて國民精神總動員運動の徹底化に努力を拂つて來たの

であります。

然るに時局はいよいよ重大深刻化し、事變の新段階に入ると共に、國民精神總動員の運動も、從來の儘では不充分であり、その效果を擧げることも困難と思はれるに至つたのであります。

依つて中央聯盟は、昨年八月以來政府に向つて再三その旨を進言し、その改組強化に對して、政府の決意を促したのであります。

現平沼内閣は、中央聯盟の上申意見を斟酌して、總動員運動強化の方策を立て、新機構の下に總動員運動の再出發を圖らるゝに至つたのであります。眞に慶賀に堪へぬところであります。

解つて從來の總動員運動の跡を檢討致しますに地

方の農山漁村に於いては、その趣旨が或る程度まで徹底

して、相當の實績を擧げて居るに反し、都市に於いては

時局認識を缺き遺憾の點少からざるものがあるのであり

ます。

人のあることは當に鉢後の風紀を棄すのみならず延いて

は財政經濟上にも惡影響を及ぼし甚だ遺憾に存する次第であります。之に反して地方の農山漁村に於いては努力も物資も不足を告げつゝあるにかもはらず良く鉢後奉公の赤誠を捧げて涙ぐましい奮闘を致しつゝあります。

又他の一面に於いては、事變の影響を蒙り、父祖傳來の職業を失ひ、生活を脅かされ、如何なる業務に轉ずべきか、日夜苦惱を續けてゐる實に氣の毒な人々が、數十萬の多きに達してゐるの實情であります。

かくの如き「鉢後の戰死傷者」もいふべき氣の毒なる人々に對する同胞の情義としても殷賑產業關係の人々は須らく自縛自戒せられんことを切望せざるを得ません。

況んや戰場に生命を擲げたる將士の遺族や傷痍を蒙つて不具の身體となる勇士や、また困苦缺乏と犠牲とを忍んで第一線より歸還せる將士等に對しても大いに憚るところが無ければその影響の及ぼすところ國民の總親和に如何なる惡結果を招來しないとも限りません。また況んや共産主義者や國際間諜の暗躍に間際を與へることとなるかも知れないのであります。

我々國民は今後特にこの點に對して、深く思ひを廻らさねばならないと考へます。

畏くも第七十四回の帝國議會開院式に於いて賜はりました勅語には、

「東亞ノ新秩序ヲ建設シテ東亞永遠ノ安定ヲ確保セんカ爲ニハ實ニ國民精神ノ昂揚ト國家總力ノ發揮トニ俟タルサルヘカラス」

と仰せられてゐるのであります。我々は須らく聖旨を奉り戴し、萬邦に冠絶する肇國の大理想を顯揚して、日本精神をます〳〵昂揚し、眞に一億一心となつて、時難克服の爲めに邁進しなければなりません。

政府は現下「綜合國力の擴充」「國家總動員態勢の強化」「日滿支を通ずる經濟力の擴充發展」及び「緊迫せる國際情勢に對處し得べき國防の充實」を、當面の急務として銳意その實現化に努力せられつゝあります。

而して我が中央聯盟は、國民精神發揚の推進力たることを期すると共に、今回誕生を見ました内閣の國民精神總動員委員會と、緊密なる提携協力の下に中央聯盟獨

自の企畫立案を行ひ、戰時下の經濟國策に對する國民

の協力につき、一段の努力を拂はんとするものであります。

私どもは本中央聯盟の再出發に當り國民各位の御

協力をこひねがふと共に堅き覺悟を以つて使命の達成

のために邁進せんとする志を茲に披瀝致しまして御挨拶に代へます。

興亞大業の翼賛



國民精神總動員の體制を一新し、茲に官民一體の舉國實踐運動を展開せんとするに當りまして、所信の一端を披瀝し、全國民諸君と共に時局の現段階に處すべき覺悟を新たにしたいと思ひます。この國は畢竟のものであります。征戰既に一年九ヶ月に及び、御稟威の下に國威を遺憾なく中外に輝かし史上未會有の戰果を收めつゝあります。この戰果を全うして曠古の大業たる東亞大建設の目的を貫徹するは一に我々一億同胞の鬱肩に懸つてゐる大なる責務であります。凡そ長期持久の戰ひに於きて、最も肝要なるは國民精神の昂揚持続であります。

相次いで蹶起しつゝあるのであります。これ等が中央政權に發展し、強固なる基礎に立つて、その機能を完全に發揮する狀態に達しまする迄には、前途尚ほ容易ならぬものがあります。藉に時日を以つてしなければならぬことは勿論であります。これ等新興政權は支那大陸に於ける大部分の重要な資源、經濟力、交通等をその治下に收め支配的勢力を構成しつゝあるのであります。この支配的勢力を更に擴大強化致しまして、日滿兩國との提携を密にし協力して新建設に邁進するの時、國民政府も亦大局を遠觀して容共抗日の政策を抛つて正道に歸らざるを得ないことであります。然しながら尙ほ國民政府にして容共抗日の政策を固執するに於いては断じて之を潰滅しなければなりません。即ち帝國は今後長期に亘り支那大陸所要の地域に駐兵し、治安を確保し、諸般の工作を進展せしめて以つて新興政權の基礎をますます鞏固ならしむると共に、依然積極的な武力戦と併行して、諸般の戰争手段を盡して飽く迄も國民政府の潰滅を期してゐるのであります。

翻つて今日の國際情勢を見まするに、列強の對立

殊に戦ひが大局内に建設の段階に入り、いはゆる戰後の經營を主とする時機に於きては、堅忍持久の精神を全うし得なかつた例は史上乏しくないのであります。況んや今次事變は建設に進むと共に一面に於きまして、尙ほ廣大なる武力戦の遂行を必要とする情勢にあります。故に、一段と不退轉の決意を堅くし、我が傳統的精神力を發揮する必要があるのです。

神が地へ綴じ、戰後の經營宜しきを得ず、爲めに戰果を抑、東亞の安定を確保して世界平和に貢獻すると共に、國際正義を確立し以つて人類の福祉を増進するは、帝國不動の國是であります。この國は是等の大精神に淵源し、天地の公道に基づくものであります。東亞新秩序建設は實にこの國是を具現すべき目標であります。既に更生新支那に於きましては、混亂せる現時局を收拾し、日滿兩國と相提携して東亞の新建設に邁進せんとする氣運の澎湃たるものがあります。臨時政府、維新政府、蒙疆政府、これらは漸次育成強化せられたるありまして、その他の各地に於きましても、同憂具眼の士が

なる新東亞を建設し三國ともに共榮の慶福を享け共存の實を擧ぐる所以であります。

かくの如き公正なる事變處理の方策は、一に我が華國の大精神に淵源し、八紘一宇の大理想を實現せんとするに外ならないであります。天地の公道に基づき國家百年の大計に稽へ日支間の紛争を根絶し、東洋永遠の平和を確保せんが爲めであります。之を實現する上に於きましては、國民精神の昂揚と我が國力の増強充實を圖り帝國の東亞に於ける指導的地位をますゝ鞏固ならしむると共に、八紘一宇の精神を發揚致しまして、東西各國をして風を望んで帝國に敬服し来るの境地に達しなければならぬのであります。かくして始めて帝國を中心とする東亞の秩序が建設されるものなることを確信するのであります。

今次事變はその規模に於いても將又これが我が國の今後の國運を左右する點に於いても、眞に未嘗有の大事業であり、武力戦の遂行は勿論、戦後の經營に於いても、正に總力を盡し全智全能を傾注して之に當らねばならぬものであります。而してかかる大事業が決して一朝一夕に成し得るものでない。そのことは勿論前途に幾多の

難關を伴ふことも覺悟しなければなりません。同時にこの難關は帝國興隆途上に於ける試練であり、これを打開して前進するは一步々々帝國の大目標に近づくこと以外ならないであります。我々は現にこの國家興隆の契機に際會して居るのであります。政府は國民政府の演説と、大陸に於ける經營と我が國力の増強充實の三大目標の下に諸般の政策を着々實行に移して居ります。之が圓滿なる遂行を期し得る鍵として、今後に於いて成績を得ましたるものより順次これを實行に移す考へであります。これ等政策に對する全國民の衷心よりの協力は、之が圓滿なる遂行を期し得る根本であります。東亞新秩序建設の成否を決する鍵となるのであります。

帝國は一大難關に際會する毎に、舉國一致の赤誠は彌が上にも發揚せられ、よく我が國威を中外に輝かせた光輝ある歴史を有するものであります。祖先傳來の大和魂は、我々の胸中に絶えず蘇つて來るのであります。この歴史と精神は脈々として我等の身心を躍動させ、奮起させには措かぬものであります。我々は今昭和の御代に生を享け、この時局に際會し、皇國興隆の基を築くべき重大なる事務を負つてゐるのであります。

す。一億の同胞は、心を一にし、各々その業務に精勤し、奉公の誠を效し以つて聖恩に報い奉るとともに、大陸建設の礎石となりました幾多の英靈を慰めなければならんと思ふのであります。私は老嫗を擢げまして國民諸君とともにこの難局に當らんとするものであります。

實效を擧ぐるの道

委員會委員長 荒木貞夫

超非常時、戰時體制、興亞の大業、東亞新秩序の建設等、これ今日我が國を通じて叫ばる聲であります。而して我が同胞は非常の覺悟と多大の希望を以つて克く今日の艱難に堪へつゝ明日の建設を樂しみて懸命の努力を爲し、大御稟威を仰ぎその御威徳の光被によりてこの聖業達成を心より祈念致してゐることは誠に力強きこ



荒木
委員長
講演
の
る爲めに
更に
悟を新たに
されるので

とでありまして、何國も今日迄我れに一指とも染め得ぬのは實にこの爲めであると信じます。併しながら變轉極まりなき國際情勢は一刻も計り知り難く、一波動けば萬波起り東西兩洋とも暗雲低迷して明日を逆睹し難く、東亞新秩序の建設とともに更に之に備ふるの急一段と増進するに至つたのであります。然るに我が國內の情勢を顧みればこの状勢と相副はざるものすこぶる多きを痛感致するのであります。

委員會委員長 荒木貞夫

てならず、眞に百年の大計を定むべき深遠重厚なものでなければならぬと信ずるのであります。即ち今次精神總動員基本方針の趣旨に於いてこの事を述べてゐる所以であります。

回顧すれば事變以來我が忠誠なる同胞は克く國民精神總動員の必要を解し、夙に盡忠報國の誠を效し學國一致の戰時體制確立に努力し、その眞剣なる活動により幸ひに今日迄鉄後の固めに些の隙もなかりしては誠に御同慶に堪へざることとぞあります。併し事態は前述の如く一段と緊迫してゐることを考へます時、果して今日のこの程度に於いて満足すべきでありますか。

伏して惟れば我が國民は曾て精神作興の讀書を拜し

操作更張ノ道ハ他ナシ先帝ノ聖訓ニ恪遵シテ其ノ實效ヲ舉クルニ在ルノミ

と仰せられてあることを銘記致してゐるのであります。爾來幾度か聖旨を拜し幾度か覺悟を闇めながら、その實效を擧ぐる點に於いては實に恐懼に堪へざることのみであります。今日の世局に鑑み、我々は特にこの一節を奉誦し畏みてその實效を擧ぐるに専念せねば、この世界を挙げてゐるのは一觸即發の形勢に處して與隆日本

を築き上ぐることが出来ぬばかりか、「年有半に亘り多大の犠牲を捨てて異端の聖業に死力を盡したる」我が國の努力は悉く水泡に歸するのであります。

私は先般紀元の佳節に際し、この壇上より八紘一宇の精神に就いて聖旨のあるところを拜察し、敬忠の臣節を盡して仁恕の大御心を光被せしめ奉る如く扶翼の誠を效し、八紘を清明なる一字として各自各民族各國家に各

その所を得しめ、その志を遂げしむること、事變處理の根本の心構へであることを述べ、生産擴充、物資動員その他のことに就いて今日大いに努力することが最も肝要であるとともに何を爲すにも第一にこの精神を失つてはならぬことを殊に強調致して置いたのであります。今回の國民精神總動員の綱領にこの點を第一に掲げてあるのもこの精神からであります。而して之を日常生活は固より社會一般の上に具現して始めて萬事の施設が生き百年の礎が出来るのであります。

然らば如何に外形が整ひ數量が豊となつても

これ今回の精神總動員實施要項にこれを強調してゐる所以であります。

さてこれ等を具現するに當り私は詳細なる實施要目は時間もないで暫く持くとして、これが實行に當つての大目標を一つ心得て、これ等實施の進展に伴ひその結果が逆作用を爲さぬよう常に意願致したいのであります。即ち物資を充實せんが爲めかへつて相互に相剋を來たすとか、第約への努力が逆に怠慢の種子となるとかいふやうなことであつてはならぬことであります。その目標とは外でもありません。第一に自他ともに「嗚呼、誠に賴母しき大和民族、信賴し得べき日本國民なり」との實を擧ぐることであります。第二は清明にして鬱陶しないふやうなことであつてはならぬことであります。その目標とは外でもありません。第一に自他ともに「嗚呼、誠に賴母しき大和民族、信賴し得べき日本國民なり」との實を擧ぐることであります。第二は清明にして鬱陶しないふやうなことであつてはならぬことであります。

敢へて他國の例を引くのは本意ではありませんが、世界大戦によりて再び起つ能はざるまでに打ちのめされましたが、正を履まば何人にも誠に恵心地よき大日本帝國なりとの誇りを持てるやうにすることに夢寐にも思ひを致すことであります。

我等は再び起つ得るとの信念とその撓まさる國民的努力

を發揮し、その長所とする組織力を以つて青少年先づ、勤労奮鬥へと進み、婦人は「われに脂粉なし、然れども倉庫は充满せり」と呼び、寸刻を惜みて生産へ、節約へ、合理化へと家庭を擧げてすべてを祖国に捧げたのであります。この有様を見たるものは敵と味方たるとを問はず一齊に「嗚呼頼母しきドイツ民族よ、彼に将来あり」と尊敬の念を起しへルサイユ條約の桎梏を取り去るに至つたのであります。

又大戦後の疲弊、共産黨の跋扈に任せたるイタリーは、「ローマの精神に還れ」と叫んで舉國團結、起つて先づ共産黨を清算し、ラテン民族の負けじ魂の面目を發揮し、「我がイタリーには國民道德を振作し、落し物忘れ物は直ちにその持主の手に入り、質造貨幣、乞食は全土よりその影を没せり」と豪語し得たのであります。この時誰か「住心地よきイタリーへ」との憧れを持たざるものがあつたでしょうか。しかもこれを建設せる背後にヒトラー總統が、「たゞへ鹽をなめても先づ武装せねばならぬ。今日の逼迫せる状勢には、ある意味に於いてバタよりも大砲の方がどれほど重要であるかも知れぬ。われに四ヶ年を與へよ」と叫んでその實行に邁進した血の

を恐れぬ大男に生きる事も出来ます。又仁恕の皇譲と仰いで動けば、敵味方の區別なくその英雄に涙を注ぐの至情も起り得るのであります。

爆弾三勇士や南郷海軍少佐、又は西住陸軍大尉の鬼神も避くべき忠勇のかけには、又昨日の武勳歎えたる戰場の鬼將軍牧少将が墨染の白衣に身を淨めて戰場に千餘の位牌を奉じて敵味方戰死者の供養の旅次に就かるム武士の涙もあるのであります。十倍の敵に突貫する勇士が可憐の支那少女に一食を割いて恵む至情があるのであります。「英雄頭を回らせば即ち神仙」と申しますが、我が同胞は悉くこの義に勇みこの涙に生きる英雄であります。眞に頼母しき國民性を持つてゐるのであります。

この純情に還りて時局の認識に徹せば、かりにも頼母しからざる行動のある筈はないと言えます。希くはこの精神がそのままの生業に將又生活のすべてに具現しく重大にして深遠なる使命の上に立つ我が同胞をして眞に頼母しき國民たらしめたいのであります。かくて營營努力實力培養の方法を組織化し精神化して邁進せば誰か我が皇國を仰いで頼母しき日本民族と稱へざるものか

にじむやうな悲痛な決意があり、又ムッソリーニ首相は、「イタリーにしてローマの名に於いて一致結合せんか、勝利はローマのものなり」との力強き覺悟が見られます。この「頼母しき國民」、「住心地よき郷士」と誇る獨伊を十年二十年に造り上げた體はしき心根のかけにこの力強き兩者の決意と實力とが養はれたのであります。これ再び起つ能はずと稱へられたる兩防共國が敢然起つて今日を見るに至つた主因であります。ドイツのオーストリア・チエコ・メーラに對する無血解決、又イタリーのエチオピア・アルバニアの疾風迅雷の動作も蓋し偶然でないであります。ローマは「夕にして成れるに非ず、その成るの日迄にこれを成らしむる用意があつたのであります。

我が國は必ずしも獨伊とその根本精神を同じうするものでない。彼には彼の傳統固有の精神あり文化あり、我には我の貴き祖國以來の大理想大精神あり、天壤無窮八紘一字の神勅、あり聖訓があります。敢へて新たに主義や理想を稱へることの必要もないと信じます。

又單に勝利へ勝利へとのみ夢中になることをいりますまい。一度微忠を念として起てばよく大君の邊に萬死

あります。かくて寛容大度、人を容れて善く交ひ、攻撃せず物を節して生産を擴充し不撓不屈難を排してその負けじ魂の面目を發揮し我が卓越せる國民道德を振作して落し物忘れ物は愚か、義によりて己れを空乏してても一宇の人として共存共助の實を擧げ仁慈敬忠の國徳國風を發揚せる時、自ら住心地よき聖地を作り土ぐることが出來ませう。

一度この末頼母しき國民としての面目を見せ、住心地よき神洲日本への道を歩むに全力を盡し、一億一心となりて皇猷扶翼に専念する時、問はずとも友邦自ら信頼し敵國自ら廢き外交も貿易も振作し生産も軍備も充實し徳行はれ美俗生じ、國力は有形無形の上に無限の強化を得るのであつて、茲に時局の收拾も出來、今後流血の惨な國の大型想を實現し得る力となり、實效效に舉がり始めて聖旨に答へ奉ることを得るものと存じます。

然るに生産へ軍備へと努力の結果が、頼母しき國民、住心地よき日本へと志して行くことが何よりの御奉公であると信じます。

陰鬱なる社會へと導かるゝやうでは、最初の努力は反

對の結果を齎すこととなるのであります。

剛健にして頼母しき國民、清明にして住心地よき日本、これを今日の精勤の目標であります。これを實效を擧ぐるの道の第一義であります。この心持なくてはすべての努力は無駄となり、かへつて害を生むのであります。終日の勤労に一夕の慰藉、善く勉めたる後の一日の消遊は決して妨げぬであります。が、たゞこの心構へあります。

外國は舉つて我が國の研究に夢中になつて居ります。今ぞ好機であります。今ぞ眞個の頼母しき日本人の面目を見せる時であります。住心地よき異國の姿を見せる時であります。私は同胞が現下の實状を顧みて深く思ひを致されたいのであります。人にも徳化の力が大である如く國にも國徳の昂揚が結局の勝利である事を深く考へたいのであります。而して我が國徳は國體に淵源し而して國民の頼母しきこと、國家の清明にして住心地よきことによりて實質を得ると存じます。

今、國民精神總動員運動の新展開に當り、茲にこの國

徳昂揚の第一要素培養の目標として、先づ

剛健にして頼母しき國民

清明にして住心地よき日本國の風を作り

かくて聖旨に答へ奉る事と深く心に刻んでそれ／＼の實踐要目に之を織り込んで精進することこそ、その實效を擧ぐるの第一要道なること、殊に指導的位置にあらるゝ方、又家庭を司る婦人方にこれを望んでその成果を擧ぐるの捷徑と致したいと思ふのであります。

事態は餘りに急であります。實に容易ならざる秋であります。私は切に諸君の異常なる決意を望んで再び來たるべき二千六百年祝典の盛儀までにこの一年へその實效を擧ぐる如く異常の決意と格別の努力を願うて私の方にこれを望んでその成果を擧ぐるの捷徑と致したいと思ふのであります。

今後の總動員運動

中央精神總動員 筑紫熊七

唯今より國民精神總動員の今後に於ける方針について、所感を申し述べたいと思ひます。既に平沼首相、精神總動員強化の必要性については、既に平沼首相、荒木委員長、有馬會長の御演説に依つて明瞭になつたと思ふのであります。今後に於ける運動強化の一般方針として

致してゐる次第であります。

かくして精神總動員強化の實績を擧ぐることとなるのであります。そのためには先づ政府は率先して政府部内の一體化を計り、官界に於ける精神總動員の實を擧げるべきであると思ひます。また中央聯盟は各種團體の組織的協心戮力を期待し、その中軸となつて民間に於ける精神總動員運動を一段と強化徹底せしめねばならぬと思ふのであります。

民間に於ける運動強化の先決問題は、日本全國に亘る組織的協心戮力を有するあらゆる民間團體が、この運動に關する限り、中央聯盟に參加して組織的活動を開始せねばならぬと思ふのであります。更に政黨の如き統制ある民間有力團體も、本聯盟と積極的に協力せられと共に提携して、總動員の目的に邁進すべきものと思ふものであります。

眼前の情勢に鑑み、總動員運動の重點となるべきも

のは、軍備の充實・生産力の擴充・貿易の振興等、經濟國策への積極的推進力を促進するため、消費の節約、貯蓄の實行、勤労の増進、體力の向上等、苟も物心一如の活躍を必要とする問題は、各地の實状に即して、善處

したいと思ふのであります。



演壇の建築紫雲理長と、民間の人とが心を合はせて融和するとともに、中央地方を通じて組織的に一致合體す

しては、從來よりも聲を大にして國民諸君に訴へるといふことよりか、努めてその實を擧げるといふ方向に、運動の重點を置くべきであると思ふのであります。その實を擧げるといふことの先決問題は、官民一體の實を擧げるといふことであらうと信じます。

官民一體の實を擧げる方法と致しましては、官界の人と、民間の人とが心を合はせて融和するとともに、中央地方を通じて組織的に一致合體す

ることに依つて之を實現することが出来ると思ふのであります。

即ち、中央に於いては中央聯盟が民間諸團體の

中権機關として、政府の諸機關と緊密なる連絡を保つとともに、地方に於いては各府縣乃至各市町村の官公署と中央聯盟が目下企畫しつゝある地方機關との緊密なる連絡により組織的に一體の實を擧げるべく、期待

國民精神の緊張歸一を求めるためには、國民の時局認識を徹底せねばならぬことは申す迄もありませんが、その最も必要なる事柄は、時局の變遷を出來得る限り明瞭にするとともに、之に對する政府の政策を、隨時國民に諒解せしむることにあるかと思ふのであります。その際に、民間の組織が不充分では、之を實現することが困難であります。若し幸ひにして民間の各團體が軍隊のやうに組織化してゐたならば、その命令系統を辿り、恰も軍の企圖を何ら漏るゝことなく全軍に諒解せしめ得るやうに、政府の企圖をそれ／＼全國民に傳へることが出来るのであります。かく成りてこそ、眞の官民一體が實現せられ、精神總動員の效果が期待せられるのであります。

國家の力は國民大衆の間に存在すると思ふのであります。従つて國家は、一般國民の實情に即して、時局に對応し、その國民の力を集結する處に國家の總力が發揮せられ、國家總動員の目的が貫徹せられるのであると思ふのであります。本聯盟が、各地方の實情を捕へることに重きを置くのはこのためであります。

如何に生産力の擴充・物資の動員と申しましても、機械や物資を充實するだけでは、充分なる活力を發揮

することは困難であらうと思ひます。

その樹木や物資に健全なる魂を入れて、生きた活動を開始せねばならぬと思ふのであります。如何に數や量が多くとも形骸の集まりであつては、何等の用をもなぬのであります。その形骸に健全なる魂を入れれば、一人前の活人となり、之を集めますれば團體の力となり、なほ之を組織化すれば國家の總力となつて、偉大なる效果を發生することとなるのであります。物資動員と云ひ、精神動員と申しましても、その關係は一體不可分であります。

精神動員を缺ける物資動員は、結局形骸の集精と化するのでありますから、大いに注意すべき點と考へてゐます。若し、今日の日本に何等かの不安ありとすれば、眞に官民一體となり、これらの問題を解決し一大安心と一大信念のもとに我等の傳統の大和魂を、國家總動員の全面に打込むことが、國民精神總動員運動の本旨であると信じてゐます。

以上申述べましたる新方針に基づき、今日から我々は力強き實際運動を開始する覺悟であります。どうかこの非常時局打開のため全國民打つて一丸となり、何とぞ一段の御努力を御願ひ申上げる次第であります。

22

國民精神總動員強化方策

明和四年二月石川謹之

(二) 時局の現段階に鑑み國民精神總動員運動をして眞に新東亞建設に對處すべき綜合的國力の充實發揮、國家總動員態勢の強化に資せしむる爲め此の際民間機構たる中央聯盟の改組擴充を行ひ其の機能の十分なる發揮を期待すると共に政府との連繫を緊密にして官民一體の舉國實踐運動なるの實を擧げしむる爲め内閣に新たに官民合同の國民精神總動員委員會を置き之が企畫並びに指導の綜合一元化を期せむとす

期すると共に之が實施を促進すること

委員は内閣總理大臣の奏請に依り關係各務勤任官、國民精神總動員中央聯盟首腦者、貴參兩院議員其の他學識經驗ある者の中より内閣に於いて之を命ずること

一、理事長を置くと共に常任理事若干名を置き少數理事制の實を擧ぐること

一、幹事若干名を置くと共に常任幹事數名を置き常任理事を輔佐せしむること

一、評議員の活動を十分ならしむること

一、聯盟事務局の内部を組織化し職員の充實を圖ること

一、中央聯盟と政府との聯絡機構に關する

（三）

一、國民精神總動員委員會決定中重要なものは閣議の決定を得て實施に移す

一、新たに内閣總理大臣管理の下に、

卷之三

卷之三

卷之三

一、國民精神總動員委員會の事務は内閣情報部をして掌らしむること

(四) 地方の機構に關する事項
一、道府縣の國民精神總動員地方實行委員會の機能を十分發揮せしむると共に其の任務を掌理し且つ國民精神總動

員の實施に關する事務を處理する爲め必要に應じ國民精神總動員事務局(假稱)を置くこと

前項の事務局の主任者は道府縣書記官中より知事之を命ずること

(一) 聖國の大理想を顯揚し東亞新秩序の建設を期す。

(二) 大いに國民精神を昂揚し國家總力の充實發揮を期す。

(三) 「億心者」その業務に精励し奉公の誠を效さむことを期す。

國民精神總動員新展開の基本方針

昭一四四・七 国民精神總動員委員會決定

一、趣旨

支那事變は今や東亞的新秩序建設に展開しつゝある。而かも國際間の情勢は世界を擧げて前途究々に容易ならざるものがある。國民的一大覺悟を要すること實に此の秋に於けるが如きはない。

勢を確立し來たつたが、更に今後の重大なる新局面に即應するには國民精神總動員運動を「層強化し、物心一如」の實踐運動に推進せねばならぬ。

今も我が國の急務は、聖國の大理想に對し、奮闘するが爲め、全國民の錚々興亞の聖業を達成し、世界的國際難局の前途を開拓するが爲め、全國民の傳統的精神力を結束して國家總力の飛躍

二、綱領

(一) 聖國の大理想を顯揚し東亞新秩序の建設を期す。

(二) 大いに國民精神を昂揚し國家總力の充實發揮を期す。

(三) 「億心者」その業務に精励し奉公の誠を效さむことを期す。

三、實施要項

(一) 時局の真相を明らかにしてその世界的重大性の認識を深め、皇國臣民として精神的團結を一層強固にし、新東亞建設の擔當者たるべき意識せる精神力と卓絶せる國民道德との振起涵養を圖ること。

(二) 生産効率を高めし、物資貿易、物價調整等の經濟國策への積極的協力に努めること。

(三) 員員共に指導的地位にある者は率先實行を期せねばならぬ。

(四) 官民共に指導的地位にある者は率先實行を期せねばならぬ。

(五) 次代の中堅たるべき青年並びに家庭生活に於いて重要な役割を擔ぶ婦人の一段の奮起協力が必要である。

(六) 日常生活に於ける實踐と修練とを第一義として、週間運動等はなるべく統制し、徒然に形式に墮することを排すべきである。

(七) 本運動の展開に當ては、努めて地方の實情運動の對象に即し主力を注ぐべき點を定めて集中的に之を行ひ、各方面に於いて來たる今後五年間に實現すべき目標を掲げて之に全力を注ぐべきである。

(八) 本運動の展開に當ては、努めて地

(九) 方の實情運動の對象に即し主力を注ぐべき點を定めて集中的に之を行ひ、各方面に於いて來たる今後五年間に實現すべき目標を掲げて之に全力を注ぐべきである。

(十) 本運動の展開に當ては、努めて地

(十一) 方の實情運動の對象に即し主力を注ぐべき點を定めて集中的に之を行ひ、各方面に於いて來たる今後五年間に實現すべき目標を掲げて之に全力を注ぐべきである。

(十二) 本運動の展開に當ては、努めて地

(十三) 方の實情運動の對象に即し主力を注ぐべき點を定めて集中的に之を行ひ、各方面に於いて來たる今後五年間に實現すべき目標を掲げて之に全力を注ぐべきである。

(十四) 本運動の展開に當ては、努めて地

(十五) 方の實情運動の對象に即し主力を注ぐべき點を定めて集中的に之を行ひ、各方面に於いて來たる今後五年間に實現すべき目標を掲げて之に全力を注ぐべきである。

(十六) 本運動の展開に當ては、努めて地

(十七) 方の實情運動の對象に即し主力を注ぐべき點を定めて集中的に之を行ひ、各方面に於いて來たる今後五年間に實現すべき目標を掲げて之に全力を注ぐべきである。

(十八) 本運動の展開に當ては、努めて地

(十九) 方の實情運動の對象に即し主力を注ぐべき點を定めて集中的に之を行ひ、各方面に於いて來たる今後五年間に實現すべき目標を掲げて之に全力を注ぐべきである。

(二十) 本運動の展開に當ては、努めて地

(二十一) 方の實情運動の對象に即し主力を注ぐべき點を定めて集中的に之を行ひ、各方面に於いて來たる今後五年間に實現すべき目標を掲げて之に全力を注ぐべきである。

(二十二) 本運動の展開に當ては、努めて地

(二十三) 方の實情運動の對象に即し主力を注ぐべき點を定めて集中的に之を行ひ、各方面に於いて來たる今後五年間に實現すべき目標を掲げて之に全力を注ぐべきである。

(二十四) 本運動の展開に當ては、努めて地

(二十五) 方の實情運動の對象に即し主力を注ぐべき點を定めて集中的に之を行ひ、各方面に於いて來たる今後五年間に實現すべき目標を掲げて之に全力を注ぐべきである。

(二十六) 本運動の展開に當ては、努めて地

(二十七) 方の實情運動の對象に即し主力を注ぐべき點を定めて集中的に之を行ひ、各方面に於いて來たる今後五年間に實現すべき目標を掲げて之に全力を注ぐべきである。

(二十八) 本運動の展開に當ては、努めて地

(二十九) 方の實情運動の對象に即し主力を注ぐべき點を定めて集中的に之を行ひ、各方面に於いて來たる今後五年間に實現すべき目標を掲げて之に全力を注ぐべきである。

(三十) 本運動の展開に當ては、努めて地

(三十一) 方の實情運動の對象に即し主力を注ぐべき點を定めて集中的に之を行ひ、各方面に於いて來たる今後五年間に實現すべき目標を掲げて之に全力を注ぐべきである。

(三十二) 本運動の展開に當ては、努めて地

(三十三) 方の實情運動の對象に即し主力を注ぐべき點を定めて集中的に之を行ひ、各方面に於いて來たる今後五年間に實現すべき目標を掲げて之に全力を注ぐべきである。

(三十四) 本運動の展開に當ては、努めて地

(三十五) 方の實情運動の對象に即し主力を注ぐべき點を定めて集中的に之を行ひ、各方面に於いて來たる今後五年間に實現すべき目標を掲げて之に全力を注ぐべきである。

(三十六) 本運動の展開に當ては、努めて地

(三十七) 方の實情運動の對象に即し主力を注ぐべき點を定めて集中的に之を行ひ、各方面に於いて來たる今後五年間に實現すべき目標を掲げて之に全力を注ぐべきである。

(三十八) 本運動の展開に當ては、努めて地

(三十九) 方の實情運動の對象に即し主力を注ぐべき點を定めて集中的に之を行ひ、各方面に於いて來たる今後五年間に實現すべき目標を掲げて之に全力を注ぐべきである。

(四十) 本運動の展開に當ては、努めて地

(四十一) 方の實情運動の對象に即し主力を注ぐべき點を定めて集中的に之を行ひ、各方面に於いて來たる今後五年間に實現すべき目標を掲げて之に全力を注ぐべきである。

(四十二) 本運動の展開に當ては、努めて地

(四十三) 方の實情運動の對象に即し主力を注ぐべき點を定めて集中的に之を行ひ、各方面に於いて來たる今後五年間に實現すべき目標を掲げて之に全力を注ぐべきである。

(四十四) 本運動の展開に當ては、努めて地

(四十五) 方の實情運動の對象に即し主力を注ぐべき點を定めて集中的に之を行ひ、各方面に於いて來たる今後五年間に實現すべき目標を掲げて之に全力を注ぐべきである。

(四十六) 本運動の展開に當ては、努めて地

(四十七) 方の實情運動の對象に即し主力を注ぐべき點を定めて集中的に之を行ひ、各方面に於いて來たる今後五年間に實現すべき目標を掲げて之に全力を注ぐべきである。

(四十八) 本運動の展開に當ては、努めて地

(四十九) 方の實情運動の對象に即し主力を注ぐべき點を定めて集中的に之を行ひ、各方面に於いて來たる今後五年間に實現すべき目標を掲げて之に全力を注ぐべきである。

(五十) 本運動の展開に當ては、努めて地

(五十一) 方の實情運動の對象に即し主力を注ぐべき點を定めて集中的に之を行ひ、各方面に於いて來たる今後五年間に實現すべき目標を掲げて之に全力を注ぐべきである。

(五十二) 本運動の展開に當ては、努めて地

(五十三) 方の實情運動の對象に即し主力を注ぐべき點を定めて集中的に之を行ひ、各方面に於いて來たる今後五年間に實現すべき目標を掲げて之に全力を注ぐべきである。

(五十四) 本運動の展開に當ては、努めて地

(五十五) 方の實情運動の對象に即し主力を注ぐべき點を定めて集中的に之を行ひ、各方面に於いて來たる今後五年間に實現すべき目標を掲げて之に全力を注ぐべきである。

(五十六) 本運動の展開に當ては、努めて地

(五十七) 方の實情運動の對象に即し主力を注ぐべき點を定めて集中的に之を行ひ、各方面に於いて來たる今後五年間に實現すべき目標を掲げて之に全力を注ぐべきである。

(五十八) 本運動の展開に當ては、努めて地

(五十九) 方の實情運動の對象に即し主力を注ぐべき點を定めて集中的に之を行ひ、各方面に於いて來たる今後五年間に實現すべき目標を掲げて之に全力を注ぐべきである。

(六十) 本運動の展開に當ては、努めて地

(六十一) 方の實情運動の對象に即し主力を注ぐべき點を定めて集中的に之を行ひ、各方面に於いて來たる今後五年間に實現すべき目標を掲げて之に全力を注ぐべきである。

(六十二) 本運動の展開に當ては、努めて地

(六十三) 方の實情運動の對象に即し主力を注ぐべき點を定めて集中的に之を行ひ、各方面に於いて來たる今後五年間に實現すべき目標を掲げて之に全力を注ぐべきである。

(六十四) 本運動の展開に當ては、努めて地

(六十五) 方の實情運動の對象に即し主力を注ぐべき點を定めて集中的に之を行ひ、各方面に於いて來たる今後五年間に實現すべき目標を掲げて之に全力を注ぐべきである。

(六十六) 本運動の展開に當ては、努めて地

(六十七) 方の實情運動の對象に即し主力を注ぐべき點を定めて集中的に之を行ひ、各方面に於いて來たる今後五年間に實現すべき目標を掲げて之に全力を注ぐべきである。

(六十八) 本運動の展開に當ては、努めて地

(六十九) 方の實情運動の對象に即し主力を注ぐべき點を定めて集中的に之を行ひ、各方面に於いて來たる今後五年間に實現すべき目標を掲げて之に全力を注ぐべきである。

(七十) 本運動の展開に當ては、努めて地

(七十一) 方の實情運動の對象に即し主力を注ぐべき點を定めて集中的に之を行ひ、各方面に於いて來たる今後五年間に實現すべき目標を掲げて之に全力を注ぐべきである。

(七十二) 本運動の展開に當ては、努めて地

(七十三) 方の實情運動の對象に即し主力を注ぐべき點を定めて集中的に之を行ひ、各方面に於いて來たる今後五年間に實現すべき目標を掲げて之に全力を注ぐべきである。

(七十四) 本運動の展開に當ては、努めて地

(七十五) 方の實情運動の對象に即し主力を注ぐべき點を定めて集中的に之を行ひ、各方面に於いて來たる今後五年間に實現すべき目標を掲げて之に全力を注ぐべきである。

(七十六) 本運動の展開に當ては、努めて地

(七十七) 方の實情運動の對象に即し主力を注ぐべき點を定めて集中的に之を行ひ、各方面に於いて來たる今後五年間に實現すべき目標を掲げて之に全力を注ぐべきである。

(七十八) 本運動の展開に當ては、努めて地

(七十九) 方の實情運動の對象に即し主力を注ぐべき點を定めて集中的に之を行ひ、各方面に於いて來たる今後五年間に實現すべき目標を掲げて之に全力を注ぐべきである。

(八十) 本運動の展開に當ては、努めて地

(八十一) 方の實情運動の對象に即し主力を注ぐべき點を定めて集中的に之を行ひ、各方面に於いて來たる今後五年間に實現すべき目標を掲げて之に全力を注ぐべきである。

(八十二) 本運動の展開に當ては、努めて地

(八十三) 方の實情運動の對象に即し主力を注ぐべき點を定めて集中的に之を行ひ、各方面に於いて來たる今後五年間に實現すべき目標を掲げて之に全力を注ぐべきである。

(八十四) 本運動の展開に當ては、努めて地

(八十五) 方の實情運動の對象に即し主力を注ぐべき點を定めて集中的に之を行ひ、各方面に於いて來たる今後五年間に實現すべき目標を掲げて之に全力を注ぐべきである。

(八十六) 本運動の展開に當ては、努めて地

(八十七) 方の實情運動の對象に即し主力を注ぐべき點を定めて集中的に之を行ひ、各方面に於いて來たる今後五年間に實現すべき目標を掲げて之に全力を注ぐべきである。

(八十八) 本運動の展開に當ては、努めて地

(八十九) 方の實情運動の對象に即し主力を注ぐべき點を定めて集中的に之を行ひ、各方面に於いて來たる今後五年間に實現すべき目標を掲げて之に全力を注ぐべきである。

(九十) 本運動の展開に當ては、努めて地

(九十一) 方の實情運動の對象に即し主力を注ぐべき點

海軍作戦近況

自三月中旬
至四月中旬

中支江上作戦

海軍省海軍軍事普及部

三月十八日朝霧を衝いて鄱陽湖を南下した海軍艦船は同湖西方地盤の新作戦に就くべく、西岸側に砲臺角の突端を迂回、掃海艇の誘導下に頑強なる敵の抵抗を撃破し、機雷原を突破して水路を開き航行、同角より吳城に至る修水下流を進攻し、午後には葉家集岸に達した。同時に吳城前面の修水の流れに沿つて投錐した海軍艦艇が一齊に吳城に向つて砲火を浴せ始め、見る間に吳城東部一角は黒煙に蔽はれた。これに策應して江上艦艇掩護下に其地點に敵前上陸を敢行し、海軍陸戦隊は吳城東北の金公洲を占領し、他方よりする陸軍精銳部隊と呼応して、赣江を距てて指揮の間にある吳城を俯瞰しながら、同江東岸の堤防に據つて必死の抵抗を續けてゐる數千の敵に對して數日間に亘り猛攻撃を浴せ、敵も亦反撃

を繰返へし未曾有の激戦を展開した。かくて陸戦隊は爾來幾多の困難を冒し所在の敵を驅逐追撃し他方より迫る陸軍部隊の行動と相俟つて、二十三日午後吳城に突入し引継ぎ市内を掃蕩、二十四日午前吳城にて陸軍部隊との聯絡成りこゝに完全に吳城を占領するに至つた。この攻撃戦に於ける敵の遺棄死體は八十にして、機雷十箇、小銃數十挺、多數の弾薬を鹵獲した。

更に江上艦艇は重要水路の啓開作業を續行し、一部は陸軍作戦に呼應して修水を上江、二十六日徐家埠に進出し、一方陸戦隊は江上週江部隊は三洲頭附近まで啓開した。二十七日午前赣江週江部隊は三洲頭附近まで啓開し、一方陸戦隊は江上週江部隊と並行右岸の敵を駆逐しつゝ安塘湖南方に進撃した。二十八日陸戦隊は北岡山敵陣地に突入占領、敵を南方に壓迫し、午後昌邑鄉一帯を完全に占領した。三十日江上艦隊は鄱陽湖岸の殘敵を撃滅し、機雷の清掃、航路啓開作業に戰果を収めた。

かくて三月中旬以來吳城、南昌間赣江閉塞線啓開作業に從事中の海軍江上部隊は爾來江岸の頑敵を擊撃し、幾多の困難を排しつゝ複雑多岐に亘る數ヶ所の閉塞線突破に全力を盡してゐたが、四月三日午後二時三十分同部隊

はその大部の艦艇を連ね遂に南昌に進入した。
之より先、中支江上部隊は三月十五日洞庭湖上敵舟艇の掃蕩作戦に從事し湖北方部に於いて銃火を冒し敵舟艇約二十を撃沈した外六隻を鹵獲した。十八日午後三時二十八分黄浦江昭和島北端附近にて英國怡和洋行汽船瑞和は軍艦川雲の舷側を擦過し、出雲は船體兵器の一部に損害を被つた。又十九日浙江省方面航行遮断部隊は午前十一時半頃より午後五時に至る間に寧波郊外鎮海砲臺を猛撃し敵の宏遠、長跳嘴、白鶴山砲臺に損害を與へ、宏遠方面に猛烈な火災を起させた。

北支陸上作戦

北支方面は三月初頭の蘇北作戦も大成功を見、殘敵掃蕩の戰果を收めてゐるが、三月十日威海衛陸戦隊は治安隊と共に文登方面に散在する約五百の敵を掃蕩し大損害を與へ、十一日には文登に入城し、夕刻全部隊威海衛に凱旋した。十四日連雲港附近の殘敵を制壓し、小銃十六、彈藥包五百を鹵獲した外、地雷十二を發見處分した。十五日陸戦隊は治安隊三百を伴ひ芝罘附近を掃蕩し平定方面に出撃、殘敵百を殲滅させた。

南支陸上作戦

南支方面に於いては引續き殘敵掃蕩に心血を注ぎ、三月九日珠江部隊に屬する陸戦隊はフレンチ島に上陸し遊撃隊を掃蕩、小銃十五、弾薬包數百發を鹵獲した。尙ほ同夜珠江警備監視部隊は珠江湖内敗残舟艇の掃蕩を開始した。十日香洲湖内に於いて敵舟艇を拿捕すると共に多數の軍需品を鹵獲し、十一日海南島南部にて陸戦隊は九所市を經て崖縣の西方樂羅市に進撃掃蕩を完了した。十七日海南島陸戦隊は長驥、橋市南方に進出し、同市を占領した外、附近部落を掃蕩し多數の武器を鹵獲した。二十七日珠江江上部隊の一部は陸軍の容奇攻略戦に協力し、陸軍部隊の水路教導及び上陸掩護に任じ、陸軍部隊上陸後は之と密接なる連絡を保ち、梧州の西南隣接部落小捲、馬寧方面に於いて敵の退路を遮断した。

海軍航空隊の行動

三月中旬以來四月中旬に至る海軍航空隊の行動は、揚子江週江作戦と相俟つて、連日に亘る鄱陽湖西方地盤の陸軍作戦に協力し、中支方面の活躍最もめざましく、南支に於いても殘敵掃蕩戦に大いに戰果を收めてゐる。

北支方面 三月十三日卓寧北方の敵一個大隊に銃爆撃を加へ、十四日には舊黃河上流十哩附近にて敵兵を満載した舟艇群及び殘敵の集結部落に對し銃爆撃を加へた。十五日鹽城北方にて敵陣地並びに橋梁を爆破した。

中支方面 三月十三日に修水南岸程家柴平を空襲し、十四日には宜昌鹿角を襲ひ、十五日敵重要據點平江を急襲し、また浙贛線交通機關攻撃部隊は施船埠・進賢・鈕埠及び鷺潭驛附近で列車・鐵橋多數を爆碎した。十六日浙贛鐵道沿線を反復襲撃しつゝ東鄉・羅坊・熊家山・豐城附近にて運行列車所在の敵を爆破し、十七日航空部隊は數隊に分れ江西・湖北兩省及び吉安・襄陽・荊門・宜城方面の軍事據點・移動中の部隊並びに重要交通路に巨彈を見舞ひ、浙贛線偵察攻撃部隊は鷺潭驛・東鄉驛構内建築物等を爆破し、十九日には浙江省海門・臺州方面へ偵察攻撃に出動、二十日浙江省溫州にて縣政府司令部・大製材工場を爆破した。二十二日航空部隊は先に修水渡河に成功し、南進中の陸軍部隊の作戦に策應し、同部隊前面の敵密集部隊據點並びに敵陣地に反復銃爆撃を敢行、この戦闘に於いて我が鈴木大尉機は萬家埠北方にて敵陣を蒙り

勇敢にも敵陣に突入自爆した。

二十五日鄱陽湖西方地區に於ける陸軍部隊の作戦に協力し修水南岸の敵陣地・密集部隊と銃爆撃すると共に一部隊は練水南岸及び南潯線附近全域に亘る敵陣地・密集部隊を制壓し、尙ほ他部隊は數回に亘り浙贛線交通機關の遮断に出動し猛烈なる砲火の中を家界驛・筏港口の貨車・線路を爆破し、全機無事歸還した。二十六日惡天候を冒し南昌西北方にて陸軍部隊に呼應し萬家埠附近陣地及び爾羅湖附近渡河の敵約三千の部隊に潰滅的打撃を與へ、二十八日低雲狹視界の悪天候も物かは、遜江作戦に協力すると共に、浙贛線及び南昌吉安道の交通機關や敗走する敵大部隊を攻撃し大いに戰果を收めた。三十日航空隊司令奥田大佐指揮の下に長驅四川省梁山を急襲し軍事施設多數に大損害を加へ、三十一日浙贛線交通機關を攻撃に向ひ建昌飛行場を始め、撫州・崇仁・吉安・遠州方面の自動車・貨車・小型舟艇群を爆破し甚大な戰果を收めた。

四月三日、航空部隊は陸軍作戦に協力湖南省北部新牆・黃沙街・湯家牌の敵據點を急襲し、四日、増田少佐指揮部

隊は衡陽にて敵軍司令部・飛行場・修理工場を空襲すると共に、別動隊は長沙の燃料倉庫・諸軍事施設を破壊した。五日隨縣に進出し、他部隊は南昌南方の陸軍作戦に策應し、六日大舉浙贛線交通路攻撃に向ひ廣信・龍游附近にて列車を爆破、また吉安・玉山兩飛行場をも爆撃し、市汊街東方に於いても陸軍作戦と協力し、他部隊は再度衡陽を急襲し、潰滅的打撃を與へた。七日増田少佐指揮機は陸軍航空部隊と共に芷江を襲撃、大損害を與へ、また浙贛線攻撃部隊は吉安飛行場及び東鄉に集結中の軍用自動車群及び新喻・萍鄉間貨車群を爆破し、八日浙贛線玉山・鷺潭飛行場・廣信の軍事施設を爆撃して全機慘々歸還した。

南支方面 三月十二日雲州・廉州を急襲、十四日には厦门・北東方陣地・潮陽水道内軍用舟艇群を爆破した上、江岸・興化附近・洛陽港岸にて軍用舟艇及び汽船・荷揚場附近建物・軍用トランク・倉庫群を爆破し、北海空襲部隊は冠頭角砲臺附近集結の殘敵を掃蕩し、廉州攻撃部隊は城内外の軍事施設を猛爆した。二十五日、二十六日の兩

日湘陰方面の偵察攻撃を實施し、油頭・湖州兩驛・機關車・貨車・倉庫を粉碎した。二十九日、三十日の兩日に亘り北海市・欽縣の陣地及び市重要施設を爆破し、北部海南島攻撃部隊は鶴門市中央街・新吳市・倉庫群を猛爆し所に火災を起させた。三十一日海南島殘敵掃蕩戦に協力し、島北部の甲子嶺口兩市及び南部榮雞を空襲し、他部隊は海南島内陸の敵據點屯昌・南門を爆破した。外欽縣貴縣の軍事施設をも空襲した。

四月三日南寧・廉州・揚美塘に投彈し、五日南寧市北部にて鐵道材料及び軍需品多數を粉碎した外、陸軍部隊に策應した一部隊は、嶺門・嶺口・甲子市を、尙ほ他部隊は廉州・揚美塘の城内軍事施設を爆撃した。六日柳州飛行場・倉庫群を爆破した上、歸途南寧南方にて鐵橋を爆破した。八日入佐少佐指揮機は大爆して支那空軍再建の重要な據點昆明を空襲し、峻烈なる砲火を冒し同飛行場及び兵舍に巨彈を投げ、地上機三十五機を炎燒せしめ、戰鬥機二十機と空中戦を交へて六機を擊墜した。他部隊は賓陽を襲

ひ、九日南寧を再度空襲、更に他部隊は陸軍作戦に協力、海南島嶺門嶺口の敵陣地を破壊し無事歸還した。

日ソ漁業條約の妥結

外務省情報部

昨昭和十三年中に妥結を期待された日ソ漁業問題は、遂に昨年中に妥結に至らず、本年に持ち越されたのである。だが、その成行は日ソ關係を測るパロメーターと見られ、各方面から注目されてゐたのであつた。而かも、本年に入つてからも、折衝は依然困難を極め、容易に意見の一一致を見るに至らず、遂にソ聯邦側は漁區の一方的競賣を強行するなどの波瀾を見せたのであつたが、やうやく四月一日に至つて、圓満なる妥結に達し、同日夜半、我が東郷大使、トリトヴィノフ外務人民委員との間に、暫定取極に調印を了したのである。

去る昭和十二年十二月二十九日に調印された日ソ兩國の議定書によつて、日ソ漁業條約の效力は、十三年十二月三十一日まで延長されたのであつたが、同年の十二月一日

を以つて、邦人の所有に屬する権利工場特別契約の期間が満了となるといふやうな事情があつたので、我が方は昨年一月以来漁業本條約締結のため折衝を重ねてゐたのであつた。然るにソ聯邦側は漁業に全般關係の無い滿洲國の問題や、北鐵讓渡代價金の問題等を持ち出して、交渉を回避しようとする態度をさへ示したのであつたが、我が方は切りに交渉を促進することに努力した結果、やうやく交渉は開始されるに至つた。然し、我が方の非常な努力にも拘はらず、十三年中に漁業本條約の締結の見込みがなくなりたのでやむを得ず、暫定取極の交渉に移つたが、依然としてソ聯邦側は誠意を示さず、而かも、安定期區の廢止、四十漁區の除外等を強硬に主張して譲らず、遂に年内に暫定取極さへ妥結を見ることが不可能となつたのである。

かくて交渉は本年に持ち越されたのであるが、ソ聯邦側は二月中に漁區の競賣を行ふことを発表したので、我が方から嚴重な抗議を行つた結果、競賣は三月十五日に延期されることとなつた。よつて、東郷大使は三月八日以來四月二日に至る間、十回に亘つてトリトヴィノフ委員と折衝を重ね、安定期區に對する我が方の主張を強く表明し、更に三月十五日に豫定された競賣の延期を勧告すると共に、ソ聯邦が一方的に主張を強行する結果、それによつて生ずべき事態に對しては、ソ聯邦側に於いて重大な責任を負はなければならぬことを強調して反省を促すところがあつた。

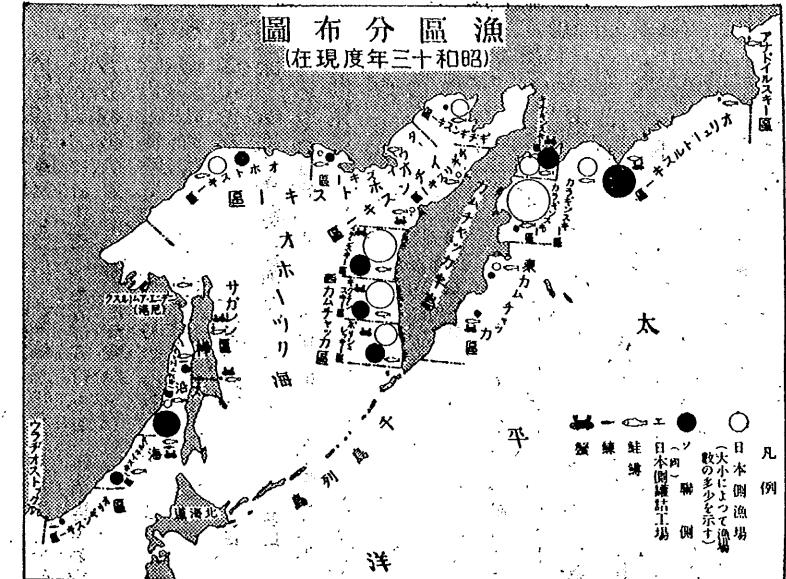
然しソ聯邦側は、聲明の通りに三月十五日一方的競賣を斷行し、從來、邦人が經營した漁區には大體手を付けなかつたが、安定期區の中の四區及びソ聯邦側が邦人の經營から除外することを提議した漁區の代りとして日本側に提供すべき旨を申出てゐた漁區六區を落札したのであつた。

右に對して我が方は十九日附公文を以つて更に嚴重な抗議を行ふとともに、右競賣の效力を否認する旨をソ聯邦側

その漁業條約は、昭和三年（一九二八年）に我が田中大使

に申入れたのであつた。かくて、爾後、我が方が條理を盡し説得に努めた結果、三月末には大體實質上の妥結に達したので、引續いて文書に取締めることについて交渉を進め、やうやく四月二日夜半妥結に到達し、また四月三日に行ふべき旨を通告された再度の競賣は四日に延期され、我が方もこれに參加することとなつたのであつた。

そもそもロシア領内に於ける邦人の有する漁業権の根源は、日露戰爭の結果獲得したもので、ボリツマス條約の第十一條に規定されてゐるのであるから、ボリツマス條約が存在する限り、我が漁業権は不滅である。この點は帝政ロシアがソヴィエト聯邦となつたところで、何等影響を受けことはないものである。然し、ボリツマス條約の第十一條の規定は、單に漁業の権利を日本帝國臣民に許與することを規定したに止まつてゐるので、實際にこの漁業権を行使するためには、更に詳細な規定が必要なのである。この漁業権行使に關する細目を規定したものが、即ち漁業條約である。



とカラハンとの間に調印されたものであるが、昭和十一年五月を以つて效力期間が終了したので、同年、我が酒匂参事官と外務人民委員部極東部長カズロウスキーとの間に、新たなる漁業條約を締結する交渉を進め、十一月の半ばに一應交渉が纏まり、新條約は調印を見るばかりとなつたのであつた。これがいはゆる酒匂・カズロウスキーラインと稱せられてゐるものである。

然るに、同年十一月二十五日、日本とドイツとの間に防共協定が締結されたので、ソ聯邦側はそれに不満を持つて、俄かに態度を變じ、酒匂・カズロウスキーラインを正式の條約とする手續を執ることを拒んだのであつた。ことに於いてやむを得ず、同年十二月二十九日に暫定取極を結び、取りあへず昭和三年の漁業條約を十二年末まで延長し、十二年内に於いて新條約の成立を期待して折衝を重ねたのであつたが、依然としてソ聯側は誠意を示さず、遂に十二年末に到つても妥結に至らず、またも暫定取極を以つて漁業條約を十三年末まで延長することとなつたのであつた。

今度の暫定取極の成立する直前、即ち昭和十三年末に於いて邦人の經營に屬する漁區は總計三百八十六區であつて、その内訳は左の如くであつた。

(一) 安定漁區

二七九

(二) 競賣によつて取得し期間の満了したもの

二九

(三) 競賣によつて取得し契約繼續中のもの

五四

(四) 廉價工場附屬特別漁區

五

而して今度の暫定取極は、昭和三年の漁業條約を本年末まで延長した點に於いては、昭和十一及び十二年末の取極と同様であるが、漁區に關する取極に於いて、前回の取極と多少異なる點が存するのである。

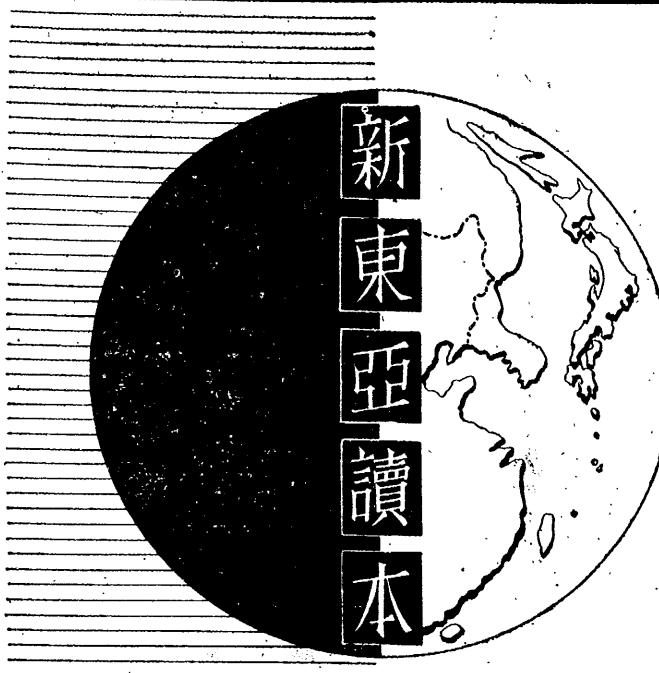
即ち、特別契約漁區は前述の除外漁區四區を除いて、ソ聯邦側に競落した四漁區は、これを日本側に返還することとなつた。

邦人漁業家に於いて手に入れることがとなり、四月四日の競賣の結果はその通りであつた。しかもその手に入れた漁區は五ヶ年間貸付けられ、借區料も一割以上の値上を行はないこととなつた。なほ三月十五日の競賣に於いて、ソ聯邦側に競落した四漁區は、これを日本側に返還することとなつた。

邦人漁業家に於いて手に入れることがとなり、四月四日の競賣の結果はその通りであつた。しかもその手に入れた漁區は五ヶ年間貸付けられ、借區料も一割以上の値上を行はないこととなつた。なほ三月十五日の競賣に於いて、ソ聯邦側に競落した四漁區は、これを日本側に返還することとなつた。

今度の交渉の結果、從來のいはゆる安定漁區は既に期間が満了してゐるので、これを形式上だけは競賣に出すこととしてソ聯邦側の主張の一部を認めたのであつたが、從來の通り五百萬ブード(一ブードは四百三十六十八匁である。

內閣情報部編



一、東亞新秩序の議論について 東亞研究所
 二、東亞百年小史(第二二九號)
 三、支那の民情と民族性
 四、三民主義と新民主義
 五、滿州帝國協和會とは何か
 六、日滿支の資源
 七、法幣の話(未完)
 八、新支那人物素描(矢號の豫定)
 九、事變と中國共產黨(第三〇號)
 一〇、文化協力の諸機關を語る

(35)

して一十七漁區を經營しなうこととなつたが、なほ、約三百六十區を邦人が經營し得ることとなつたのである。即ち、その内譯は左の如くである。

- (二) 時間満了のもの
(三) 約定繰り中のもの
(四) 繩詰工場附屬特別漁區
(五) ソ聯邦側から提供された代

一〇四〇(内二通中九三五)

一、當時利得稅法中改正法律案
については通報第百二十二號に於いてその概要を解説したのであるが、帝國議會に於いて若干の修正を加へられたので、その主な點を説明して之を補足することとしたいた。

増税法案の修正

なほ、以上の他に河川移動のために閉鎖され懸念中のもの若干を含めて、總計約三百六十漁區であり、その中、二百六十四漁區は五ヶ年間安定を見たわけである。

かくの如く、此次の交渉はやうやくにして以上の如き妥結を見たのであるが、漁業條約の效力は本年末まで延長されたのに過ぎないのであるから、本年中に新漁業條約が締結されない限り、再び本年末に於いて、漁業問題が日ソ間の問題となるのである。かくの如きは、日ソの國交の上に、誠に遺憾のことであるから、速かにソ聯邦側が從來の態度を翻して、新漁業條約を締結し、日ソ漁業問題を安定せしめ、日ソ關係を明朗ならしめんことを切望する次第である。

二 支那變態特別稅法中改正法律案（物品稅）
第二種の物品に追加せられることとなつてゐた
物品中、化粧用石鹼と齒磨が削除され、茶は紅茶
のみに課稅することに修正された。また第三種の
物品として新たに課稅することになつた飴、葡萄
糖及び麥芽糖は一律に百斤に付二圓の稅率であつ
たが、修正の結果、(1)麥芽糖化の方法に依り製造
したる飴は百斤に付一圓五十錢(2)その他の飴、葡
萄糖及び麥芽糖は百斤に付一圓の稅率で課稅され
ることになつたのである。

63

新文
3
去
盤

二〇

土屋計左右

内 容
はしがき
整制改革と法幣
國民政府戰時財政
蔣政權の敗退と法
小康狀態にある法
わが對支通貨政策
むすび

これらの點に鑑み、こゝでは法幣の話と併せて概要が方通貨發展の經過をも述べて、支那に於ける通貨問題

の現状を明らかにしたいと思ふ。

二、幣制改革と法幣

いつだい法幣とは如何なるものであるか。

もと「法幣」といふ言葉は、從來わが國で慣用されてゐる。法貨といふ言葉と同じ意味であつて、法律上の貨幣即ち法律上その通用が強制されてゐる貨幣をいふのである。けれども現在問題となつてゐる法幣は、勿論このやうな一般的な意味のものではなく、國民政府の通貨、具體的にいふと、中央・中國・交通及び中國農民の四つの支那政府系銀行が發行してゐる紙幣を指してゐるのである。それは昭和十年秋に支那が幣制改革を斷行した際の布告第一項に「本年十一月四日より中央、中國、交通三銀行發行の銀行券を以つて法幣と定む」といふ章句があつたからで、恰も太閤といへば豐臣秀吉の別名のやうに考へられてゐると同様に、法幣といへば國民政府の通貨を意味することになつたのである（中國農民銀行券は翌年一月に至つてこの中に追加されたのである）。即ち、現在法幣と呼ばれてゐるものは、昭和十年秋の幣制改めて、千年も前の唐宋の時代から支那には銀が通貨として用ひられてゐた。ところが今からもやうと三年半前、アメリカ政府が高い價格で銀を買ひ集めはじめた結果、世界の銀價が非常に暴騰して、そのため銀貨國たる支那から約五億七千萬元もの銀が米國へ向つて流出し、支那は通貨の不足に陥つて遂に金融恐慌を惹き起した。そこで昭和十年十一月四日、國民政府は突如として銀を國有として人民の使用を禁止し、政府にこれを取上げ、代りに前記政府系銀行券を交付し、法幣として一般に使用せしめることとした。他方紙幣ではその價值が下落するおそれがあるから、政府系銀行は回収した銀を海外に輸出し、その他輸出手形の買入などによつて在外正貨を作り、これを引當に、法幣をもつて来れば自由に外國爲替を賣つてやることにして、その價值の維持を圖ることになつた。その時に定められた法幣の對外爲替相

改革の產物である。従つて法幣とは如何なるものであるかを明らかにするためには、この幣制改革を顧みる必要がある。

よく知られてゐるやうに支那は昔から銀貨國であるだけであつて、千年も前の唐宋の時代から支那には銀が通貨として用ひられてゐた。ところが今からもう二年半前、アメリカ政府が高い價格で銀を買ひ集めはじめた結果、世界の銀價が非常に暴騰して、そのため銀貨國たる支那から約五億七千萬元もの銀が米國へ向つて流出し、支那は通貨の不足に陥つて遂に金融恐慌を惹き起した。

そこで昭和十年十一月四日、國民政府は突如として銀を國有として人民の使用を禁止し、政府にこれを取上げ、代りに前記政府系銀行券を交附し、法幣として一般に使に輸出し、その他輸出手形の買入などによつて在外正貨を作り、これを引當に、法幣をもつて來れば自由に外國爲替を賣つてやることにして、その價値の維持を圖ることになつた。その時に定められた法幣の對外爲替相



場の基準は、一元が對英一志二片半乃至四分の一であつて、一志二片の價值をもつわが一圓よりは稍高く自然法幣百元はわが百三圓内外に相當した。この改革によつて支那は古い銀貨國から躍して近代的な法管理通貨の國に移ることとなつたのである。

ところがこの改革によつて考へられた貨幣制度が果して支那のやうな半封建的、半殖民地的な國として、改革は意外に順調に進んだ。そもそもこの改革を指導したイギリスが最初から進んでこれを援助したばかりでなく、國內の銀も豫想以上に政府の手に集まり、盛りで改革は意外に順調に進んだ。そもそもこの改革を

かくして作り上げられた新幣制も、昭和十二年七月七日瀕港に端を発した支那事變のために根本からゆるがせられたことはいふまでもないが、他方、支那が幣制改革を断行したといふことが、國民政府の戦争遂行にとつて極めて有利な條件となつたことも記憶しなければならない。

三、國民政府戦時財政と法幣

第一には、國有となつて民衆の手から引上げられた巨額の銀が、國民政府の武器輸入資金となつたからである。

ある。このやうに財政收入は激減し公債の公募また思はしくないとすると、軍費調達の方策としては法幣の發行による外はないのであるが、その場合、法幣發行銀行がすべて政府系銀行であつて國民政府の支配下にあるといふことと法幣が支那に於ける唯一の通貨であるといふことは、この目的のために極めて好都合となるのである。事變勃發の昭和十二年七月末に於ける法幣發行額は四銀行合併せて十四億元臺であつたのが現在は二十億元に達するであらうと推定されてゐる（昨年七月以降は發表しないため詳細は不明）が、この増額は法幣發行による軍費調達の増加を物語るものに外ならない。

四、蔣政権の敗退と法幣の崩壊

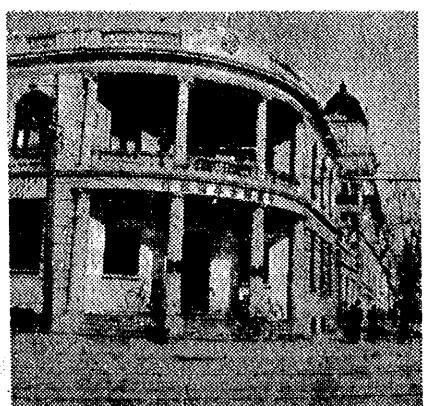
支那の財政收入の大部は關稅、鹽稅及び紳稅（釐草、マツチ小麥粉・繡絲・セメント・酒類等の消費稅）から構成されてゐる。これらの大部は上海をはじめ沿岸諸都市に於いて徵收されるのであるが、皇軍による諸都市の占據はこのやうな財政收入を著しく減少せしめることとなつた。他方、國民政府は事變勃發以來、各種の戰時公債を發行したが、すべて満足な應募は得られなかつたやうで

このやうにして法幣と國民政府の對日抗戦とは密接な關係に置かれるに至つたが、蔣政権の軍事的敗退は法幣の崩壊となり、法幣の崩壊はその財政的基礎の危機となつて、蔣政権の運命を極めて悲觀的なものたらしめるかに見えた。

即ち、瀕港事件の勃發とともに何人も最初に懸念し

たのは法幣の價值如何といふことであつた。一度國民政府が法幣に對する爲替賣出を停止すれば、法幣は反古同様になるおそれがあるために、支那にゐる諸外國人は勿論支那人民も支那銀行も、擧げて法幣を賣つて爲替を買入

れようと思



して支那銀行に殺到した。このうちには本貿易その他他の實需によるものもある。あらうが、資本逃避も、また投機的目的のものも相當あつた。これに對して國民政府は、爲替の賣出を中止すれば法幣の崩壊となつて戰時經濟の遂行が出來なくなるから、極力これが維持を圖るために大意とな

つて賣應じ、その金額は七月以降昭和十三年三月十二日までに合計二千百萬磅、法幣に直して三億六千萬元に達した。

他方急遽國內の金銀を總動員して、英米に輸出し在外正貨の補充を圖つた。その金額は七月から十二月まで六ヶ月間に約四億六千萬元に上つた。その外、上海開戦とともに、國民政府は預金の引出を極度に制限するとか、上海市場への法幣の流入を押へるとか、極力デフレイション政策を採用して、側面から爲替の買進みを妨げた。かくの如くして、ともかくも危機を脱して翌年三月十二日まで八ヶ月に亘つてよく公定水準一志二片四分の一の爲替相場を維持し得たのはむしろ意外であった。

併し遂に来るべき時が來た。昨年三月十日北支新政權の下に中國聯合準備銀行が開業するに至つたのを機会に、國民政府が上海に於ける政府系銀行の爲替賣出を停止せしめて、爲替割當制を實施するに及んで、法幣は遂に崩壊への途を辿らざるを得なかつた。即ち、三月十四日以降、外國爲替は専ら漢口の中央銀行によつてのみ

賣出されることとなり、外國爲替を得ようとする銀行は毎週木曜日までに漢口の中火銀行本店またはその香港辦事處(後には上海にも辦事處が設置された)に對して申込み、中央銀行はそれを審査して翌日爲替割當額を各銀行に通知することとなつたのであるが、これは明らかに在外爲替資金の減退を暴露するものに外ならなかつた。何故なれば、はじめにこの措置が北支聯銀の攻撃に備へ、外國爲替賣出を適正なる需要にのみ制限しようとするものであると稱しながら、毎週の割當は漸次減少するばかりでなく、昨年八月八日以降は、爲替は前年末までに契約済みの輸入に對してのみ割當ることとなつて、割當額は全く名目的なものとなつてしまつたからである。その結果、上海の銀行間に於ける法幣の對外爲替相場は、公定相場を離れて崩落しはじめ、昨年四月まではともかく一志裏に止まつてゐたが、五月に入るとともに十一片となり、五月底には十片となり、六月はじめには遂に八片臺に急落するに至つたのである。

このやうにして蔣政権の長期抗戦も財政的窮乏によつて破綻を來たさざるを得ないかの觀を呈した。

五、小康狀態にある法幣

ところが昨年六月八片臺に崩落した法幣の對外爲替相場は、その後時に多少の高低はあつたが、大いたいを告ぐこととなつたのであるが、これは明らかに在外爲替資金の減退を暴露するものに外ならなかつた。

何故なれば、はじめにこの措置が北支聯銀の攻撃に備へ、外國爲替賣出を適正なる需要にのみ制限しようとするものであると稱しながら、毎週の割當は漸次減少するものである。それはかりではなく、法幣は、北支に於いては聯銀券の發展によつて漸次驟逐されつゝあるけれども、中南支に於いては依然として廣く一般的な通貨として流れる。それはかりではなく、法幣は、北支に於いては聯銀券の發展によつて漸次驟逐されつゝあるけれども、中南支に於いては依然として廣く一般的な通貨として流通する。それはかりではなく、法幣は、北支に於いては聯銀券の發展によつて漸次驟逐されつゝあるけれども、中南支に於いては依然として廣く一般的な通貨として流通する。それはかりではなく、法幣は、北支に於いては聯銀券の發展によつて漸次驟逐されつゝあるけれども、中南支に於いては依然として廣く一般的な通貨として流通する。

第一には、最近支那の國際貸借が一時的ではあるが比較的好轉したといはれてゐることである。

それには種々の理由がある。

(一) 爲替相場が八片臺に下落したため、支那の輸出貿易上好都合となつたこと。

(二) 支那に於いては今までのところ外貨に兌換出来て貿易通貨の働きをしてゐたのは法幣のみであつたた

め、輸出によつて得られる外貨をはじめ、華僑の送金とか、外國人の在支消費とかによる外貨はすべて、法幣を多額にもつてゐて、法幣を取引の基礎としてゐる。外國銀行及び支那側銀行に歸屬し、結局法幣發行銀行即ち支那側の在外正貨を補強する結果となつたといふこと。

(三) 昨年度の華僑の送金が相當巨額に達したこと。支那側の宣傳によると、昨年度の華僑送金は六億元に達したといはれる。尤もこれは法幣が八片臺となつたからで、實際は例年の三億元と大差はない。

(四) 前に一志二片四分の一で海外に逃遊した資金が、爲替相場が八片臺となり且つ今のところ安定を保つてゐるために、再び支那へ還流しつゝあるといふこと。

第二には、イギリスの對支援助が積極化したといふことである。

昨年六月法幣の對外爲替相場が八片に低落すると間もなく、上海市場に強力な法幣支持者が現はれた。支那に於けるイギリスの代表銀行ともいふべき香上銀行の爲替運動がそれで、同行は爲替相場が八片臺を割らうとする毎に、相當巨額の法幣買を行つて來てゐる。



(42) 行銀上香の港

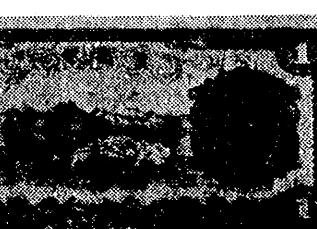
のである(香上銀行は、香港上海銀行の略、別名滙豐銀行ともいふ)。六月以来法幣が、漢口の陥落とか廣東の攻略とかいふ幾多の危機に臨みながら、よく八片臺の價值を維持し得た直接の原因は、明らかにこの香上銀行の活動によるものである。尤もこの香上銀行の活動が果してイギリスの對支援助といふ政治目的を實行に移しつゝあつたものが、或ひは單に自己の計算による營利活動であつたかは、必ずしも容易に斷定し得ないものであつた。然しそる三月八日イギリスのサイモン蔵相の下院に於ける發表によつて明るみに出された英支共同出資による法幣維持資金の設定は、明らかにこの香上銀行の活動の延長發展であつて、六月以来法幣を支へ来たつた力が那边にあつたかを明らかにするに至つたわけである。

今回の法幣維持資金は、イギリス側、香上銀行三百萬磅、陸明銀行一百萬磅、支那側、中國交通兩銀行五百萬磅の出資により合計一千萬磅である。その運用は、各銀行代表四名の外香上、陸明兩銀行の承認を得て、國民政府が英國大藏省と協議の上指名する一名より成る委員會(香港に設置)によつて行はれ、法幣維持のための爲

替買はこれら四銀行の何れかを通じて行はれるものといはれる。一千萬磅といへば八片の法幣時價に換算して三億元である。現在推定される法幣流通額二十億元に対する対しては必ずしも充分とはいひ得ない。併し法幣の對外價值はおそらくこれによつて一應の小康狀態的な安定を維持してゆくであらう。

およそ以上のやうにして法幣は現在八片臺に保たれてゐるのであるが、果してこの小康狀態はいつまで續くであらうか。

支那の在外正貨は既に渦渦に瀕してゐるものと想像せられる。現在國民政府が外債の元利拂を停止してゐるといふことや、今次イギリスの援助によつて法幣維持資金を設定しなければならなかつたといふことなどがそれを裏書してゐる。爲替相場の下落によつて輸出が有利となつたといつても、わが軍の沿岸封鎖によつていくばくかの輸出増進が期待出来るであらう。更に、稅收入の喪失とか公債募集の困難とかによる國民政府の財政窮乏を考へると、法幣の前途は決して樂觀的ではあり得ない。從つてイギリスの援助といふ在外的な力のみが法



幣の唯一の支柱であるといふべきで、いはばイギリスに母屋を取られて、支那は僅かに看板だけを維持してゐるといふのがその現状である。それにしても、法幣の運命に於て決定的なことは、

戰局の進展とそれに續くわが方の對支通貨政策の進展とである。

六、わが對支通貨

政策の發展

ひるがへつてわが對支通貨政策を顧みるに、事變以來その發展はまことに驚異的であつた。

聯銀の設立が國民政府にとつて如何に大きな衝撃であったかは、上述したやうに國民政府がこれを機会として上海に於ける爲替賣出を停止したといふことによつても察知し得ると思ふのであるが、爾來一ヶ年間、聯銀政策の發展は同時に法幣も祭り得ることとなつた。即ち、昨年六月一日に銀行は、中央銀行券及び中國交通兩銀行發行の南方券の流通を禁止し、同年六月三日には、中國・交通・河

北冀東各銀行券の新規發行並びに再發行を禁じ、同年八月八日には、開業以來等價で聯銀券を以つて法幣と交

第一、蒙疆地區
わが對支通貨政策の積極的にして且つ建設的な歩みは、遼寧・蒙疆に於いてはじめられた。現在蒙疆に於ては昭和十二年十二月開業の蒙疆銀行が中心となつて、對内的には同行發行の銀行

券を新法貨として流通せしめ、以つて舊紙幣を驅逐しつあるとともに、對外的には滿洲國國幣との等價交換協定を通じて同銀行券を日本圓に連繫し、以つて對外為替相場一志二片維持の建前を探つてゐる。現在蒙疆銀行發行通貨は三千五百萬圓(昨年末)に達し、他方蒙疆地區の國際收支は極めて良好で、昨年度も相當の出超を示したといはれる。これらのことは蒙疆通貨制度の健全なる發展を示すものに外ならない。

第二、北支

北支に於いては昨年三月十日新政權の下に、通貨の安定と金融の統制を目的として、中國聯合準備銀行がその營業を開始した。從來北支に流通してゐた法幣は一ヶ月を限つてその流通を認めると、以後は斷乎その流通を禁止することとなり、他方鮮銀券もまた極力これを同收して、聯銀券によつて北支通貨の統一を圖ることとなつたのである。聯銀券は等價を以つて日本圓に連繫し、一志二片の對外價値をもつべき建前がとられ、北支もまた蒙疆とともに、日滿を結ぶいはゆる圓ブロックのうちに包括せられることとなつたのである。

じめて聯銀券の外貨兌換への基礎が作られるに至った。

このやうにして今や聯銀券の發行高は約二億萬圓に達し、以つて北支通貨を統一し、それが同時に國際通貨たる實質を備へるに至るもの遠い將來ではないであらう。

第三、中南支

中南支に於いては、わが方はまだ、蒙疆、北支に於けるやうな建設的な通貨工作に出でず、上海及びその附近においては圓札を流通せしめ、外はすべて軍票を以つて戰費その他の支出を賄ひつゝある。しかもこれらわが方通貨の價值維持については、常に適當なる物資をわが國より供給してゐるために、現在わが圓札は法幣に對して「割近くのプレミアム(割増)」が附いてゐる。わが軍事工作關係以外に於いてはほぼ法幣が一般に通用せられてゐることは前述の如くであるが、これも時期の問題であつて、適當なる時期に來れば、また適切なる工作の進められるであらうことは疑ひないところである。

七、むすび

新らしき東亞の秩序建設のためには、日滿支を通ずる經濟ブロックの結成が基礎とならなければならず、日滿支經濟ブロック結成のためには日滿支を結ぶ貨幣的紐帶が作られなければならない。わが國がこの目標に向つて邁進しつゝあることはいふまでもない。然しあが方の大陸に今後の運命も畢竟このやうな東亞に於ける新事態の進展によつて決定せらるべきものであらうと考へる。

(筆者は支那經濟研究所長)

官庫編纂圖書だより	
▽ホダット農林統計(農林省編)	手頃な大きさにまとめた農林省統計表の縮絆版。土地、人口をはじめ農業、林業、水産業、商業諸關税その他の項目にわかつ前五ヶ年に遡つて比較してある。(判一八一頁、定價三十錢)
▽内閣印刷局	赤坂洋電司中央審議所
▽児童保健關係法規(厚生省社會局編)	少年教説法、児童虐待防止法、母子保護法、關係法令の四項目に分つて關係法令の全部を收む。(判一七五頁、定價五十錢)
▽拓務部要覽(拓務省編)	本書は各外地の行政・經濟、天然人事等諸般の事項を網羅し、その發展の過程を記して、外地開發の治績を明かにするとともに邦人の海外發展の狀況をも紹介してゐる。特に今事變と外地の關係についても一箇を詳し、事變下の外地狀況を略述す。(判六六一頁、關係方面のみわかつ拓務省文書類へ御申込みのこと)
▽海商關係法規(農林省貿易局編)	左の各項に分つて關係法規を網羅したもの。實業、畜產、穀物、改良種、蚕桑、製糖、家畜衛生、家畜保育、家畜及動植物取引、飼料及牧野、營養法規

文部省編纂圖書紹介	
▽日本外交外務省情報部編	めまぐるしく動く世界の有様や國民外交の話、あるいは外交と外交官の話といつたやうな、いろいろの話を小學上級生程度の者にわかるやうに説いたもの。
▽萬葉抄(齊藤茂吉著)	支那からの手紙(日本外交の發展)、簡短にひるがへる外務省の話、品川のお續物(日本外交の發展)など九編、いろいの形で對花と興味よく讀めるやうにしてある。(判一〇二頁、定價三十錢)
▽内閣印刷局	外務省に依る増補本(判一八〇頁)
▽内閣印刷局	内閣印刷局(東京市内閣印刷局西八九、文部省)



露光量違いにより重複撮影

めたの身は陰保
めたの國

祖國の陰保命生邦本
命生指明

内の丸 京東

同盟通信社信通聯發行 每週木曜日發行

四月十三日發行 (二十卷十五號)

日 次 年鑑

平沼内閣の補強とその前途
米國への金流入激化
イタリアのアルバニア占領
第七十四議會通過の諸法律(下)
四、租税政策
六、鐵工業政策
七、農村政策
天津手藝工人の家庭生活調査(上)
急迫せる肥料問題

國經經濟週報

泉源の識智際實

書全科百の備必戸萬
に冊一
鑑年大合綜す盡て凡
の一唯
頁〇〇八々堂判倍六四

時事

理想的な年鑑・經濟的な年鑑
△どの頁を開いても取材の新新精確親切な
△年鑑!!
△どんな疑問でも之さへあればすぐ承解す
△他のどの年鑑に比べても最大の内容を有
する年鑑!!

昭和十四年版

四六倍判八十餘頁
一部 二十五錢郵稅一錢
半ヶ年 六四五十錢
一ヶ年 十二四五十錢
郵券三錢封入御申込乞ふ

四六倍判八百餘頁
内 容見本進呈御申込を乞ふ
外 送料内地 金二四五十錢
地 六十二錢
三十三錢

番九三〇座銀話電
番〇〇五八京東座口金貯替振

同 盟 信 通 社

京市京東
九ノ八西座銀

露光量違いにより重複撮影

週

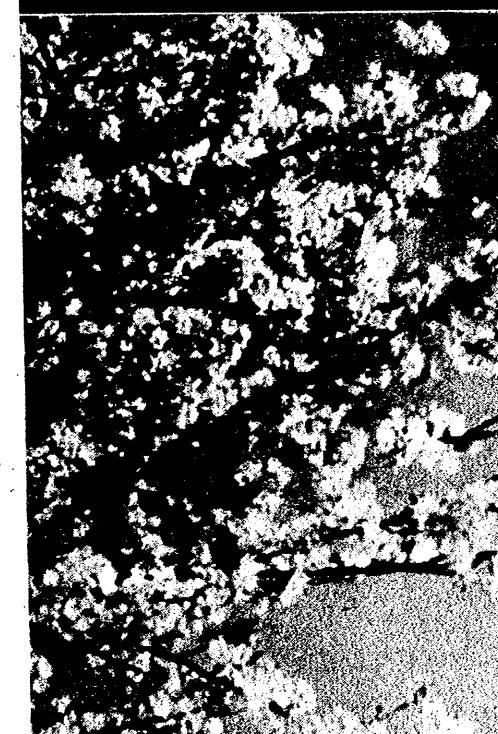
報

昭和十四年十月一日第三種簡便物認可
（毎週一回水曜日發行）

内閣印刷局印刷發行

新興資源による

企画の再建と恒久化!!



ペークライト

(登録商標)

積層品
成型品
成形粉
塗料
油溶性レジン

金屬その他の不足物資をペークライト製品によつて代替し、その恒久化を圖り新時代に適應する企画を御立て下さい。

使用個所に依つては不足物資以上の優秀な性能を發揮します

説明書進呈

日本ペークライト株式会社

本社 東京市日本橋區室町二ノ二 营業所 赤坂區渋池十二

(判LA5)格規定國はさ大の書本)